

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 140 件 |
| 国民年金関係 | 26 件 |
| 厚生年金関係 | 114 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 94 件 |
| 国民年金関係 | 37 件 |
| 厚生年金関係 | 57 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの期間及び42年10月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年3月まで
② 昭和42年10月から43年3月まで
③ 昭和44年1月から同年3月まで

私は、昭和36年に国民年金の加入手続をし、その1年後ぐらいから夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、いずれも6か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は国民年金制度発足当初の昭和36年4月に払い出され、当該期間を除き37年4月から43年12月までの期間の国民年金保険料は納付済みであること、申立期間①直前の39年4月から同年9月までの期間、申立期間①及び②に挟まれた40年4月から42年9月までの期間及び申立期間②直後の43年4月から同年12月までの期間の保険料は現年度納付されていることが申立人の国民年金被保険者台帳で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和43年度の保険料は第3期分まで納付しているのに、第4期分の当該期間の保険料も納付していたと思うと説明しているが、申立人はこの頃から経済的な事情等により保険料を納付することはできなくなったとし、オンライン記録では、44年1月以降52年3月までの8年3か月間の保険料が未納となっており、申立人は、保険料を納付することができなくなった具体時期の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月までの期間及び 42 年 10 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から11年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から11年11月まで
私は、未納となっていた国民年金保険料を平成12年6月か7月頃に一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は14か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が未納となっていた保険料を一括で納付したとする時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったほか、申立人は、社会保険事務所(当時)に電話をかけて過年度納付書の送付を依頼したと当時の状況を具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月及び同年 10 月
私は、昭和53年5月に国民年金の加入手続を行い、結婚後は、夫婦二人の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付しているほか、申立人は自身が夫婦二人の保険料を納付していたと説明しており、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月の保険料は、申立人の夫の保険料は納付済みと記録されており、59 年度及び 60 年度の納付済みと記録されている期間の保険料の納付日は夫婦同一日となっていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 59 年 9 月

私は、国民年金に加入後、しばらく国民年金保険料を納付していなかったが、婚姻前の昭和53年4月頃に当時同居していた妻から過去の未納分の保険料を納付するように勧められ、郵送されてきた納付書で妻に保険料をまとめて納付してもらった。また、結婚後は、妻が夫婦二人の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1か月と短期間であり、申立人は昭和 53 年 4 月以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであるほか、申立人は妻が夫婦二人の保険料を納付していたと説明しており、59 年度及び 60 年度の納付済みと記録されている期間の保険料の納付日は夫婦同一日となっていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は、郵送されてきた納付書で申立人の過去の未納分の保険料をまとめて納付したと説明しているが、納付したとする金額は当該期間の保険料額と大きく相違しているほか、妻はまとめて保険料を納付したとする時期に関する記憶も曖昧であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年8月、3年1月及び同年11月から4年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年9月まで
② 昭和61年12月
③ 昭和62年10月から同年12月まで
④ 平成2年8月
⑤ 平成3年1月
⑥ 平成3年11月から5年9月まで
⑦ 平成6年2月から9年3月まで

私は、国民年金に加入後、未納期間が生じないように国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④、⑤及び⑥のうち平成3年11月から4年12月までの期間については、申立人は、昭和63年から平成10年までの確定申告書(控)を所持しており、このうち、昭和63年から平成2年までの期間及び5年から10年までの期間の確定申告書(控)の「社会保険料控除」欄には国民年金保険料額が記載されていない一方、3年の当該事項欄には8万7,600円、4年の当該事項欄には30万2,400円と記載されている。元年から4年までの期間における保険料の納付時期をみると、2年及び3年のうち11か月は過年度納付された記録が確認できるものの、ほかの期間は納付時期が不明のため、両年の確定申告書(控)に記載された保険料はどの期間の保険料として納付したものか判断することができないが、両年の確定申告書(控)に記載された保険料総額は39万円となり、この額は申立期間④、⑤及び⑥のうち3年11月から4年12月までの期間を含む元年1月から4年12月までの合計保険料額41万5,200円とおおむね一致しているほか、当該期間は3年及び4年に過年度納付及び現年度納付をすることが可能な期間であることから、3年及び4年の確

定申告書(控)は当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料と考えることが相当である。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人は保険料の納付時期、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧であり、当該期間の保険料を過年度納付したのか現年度納付したのか分からないと説明しているほか、申立期間①は、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間②及び③は、上記のとおり昭和63年から平成2年までの期間の確定申告書(控)の「社会保険料控除」欄には国民年金保険料額が記載されておらず、この確定申告書(控)はこの時期の保険料を納付したことを示す資料とは言えないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑥のうち平成5年1月から同年9月までの期間及び申立期間⑦については、申立人が所持していた5年から10年までの確定申告書(控)の「社会保険料控除」欄には国民年金保険料が記載されておらず、この確定申告書(控)は当該期間の保険料を納付したことを示す資料とは言えないものであり、申立人は当該期間の保険料の納付時期、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年8月、3年1月及び同年11月から4年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月から61年3月まで
② 平成3年1月及び同年2月

私は、厚生年金保険適用事業所を退職後の昭和59年12月頃に市役所で国民年金の加入手続を行ったが、しばらくは国民年金保険料を納付していなかった。その後、督促状が数回届いたため、61年3月頃にそれまでの未納の保険料を全て納付し、その後は定期的に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年10月頃に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人は当該期間後の平成3年度の保険料を現年度納付していることが、申立人が所持する領収証書で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和59年12月頃に国民年金の加入手続を行い、61年3月頃にそれまでの未納の保険料を市役所で全て納付したと説明しているが、申立人の手帳記号番号は上記のとおり61年10月頃に払い出されており、この払出時点では当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人が当該期間の保険料を納付したとする市役所では過年度保険料の収納取扱いが行っていなかったと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年1

月及び同年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月及び同年 2 月
私たち夫婦は、平成 12 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料を区民事務所で納付しており、免除申請は行っていない。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間を含め厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人が所持する平成 12 年の個人手帳には、申立期間当初の同年 1 月 31 日の欄に「区役所」等の記載があり、この日に申立人と一緒に区民事務所へ行き、申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の妻が所持する年金手帳には申立期間を含む国民年金の被保険者資格の得喪記録が適切に記載されているほか、申立人夫婦が保険料を納付したとする区民事務所では申立期間当時に保険料の収納を行っていたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時は退職金等もあり経済的に困っておらず、次の就職先も決まっていたなど免除申請する必要もなく、申立人の妻は免除申請は学生のみ申請できるものと思っていたと説明しており、申立期間直前の平成 10 年 1 月から 11 年 12 月までの申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が 50 万円から 53 万円までであったことがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月及び同年 2 月
私たち夫婦は、平成 12 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料を区民事務所で納付しており、免除申請は行っていない。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間を含め国民年金の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を適切に行っていることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の夫が所持する平成 12 年の個人手帳には、申立期間当初の同年 1 月 31 日の欄に「区役所」等の記載があり、申立人が所持する年金手帳には申立期間を含む国民年金の被保険者資格の得喪記録が適切に記載されているほか、申立人夫婦が保険料を納付したとする区民事務所では申立期間当時に保険料の収納を行っていたことが確認できる。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時は退職金等もあり経済的に困っておらず、次の就職先も決まっていたなど免除申請する必要もなく、申立人は免除申請は学生のみできるものと思っていたと説明しており、申立期間直前の平成 10 年 1 月から 11 年 12 月までの期間の申立人の夫の厚生年金保険の標準報酬月額額は 50 万円から 53 万円までであったことがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から52年6月まで

私は、区出張所で国民年金の加入手続きを行い、「今は特別な期間であり、20歳にまで遡って国民年金保険料を納付することができる。」と言われたので、30数万円の保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫と一緒に区出張所で国民年金の加入手続きを行った際、20歳までの国民年金保険料を遡って納付することができると言われ、夫も加入を勧められたが、二人分の保険料を20歳までに遡って納付するとすれば70万円から80万円くらいと多額になり拠出困難であったため、夫は加入を断念し、申立人だけ国民年金の加入手続きを行い保険料30数万円を納付したと説明しており、特例納付をした経緯についての記憶は具体的である。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和54年8月頃は第3回特例納付が実施されていた期間であること、申立人が納付したと記憶している金額は、申立期間及び52年7月から54年3月までの期間の保険料を第3回特例納付及び過年度納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致していること、申立人は、申立期間後の保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月から同年8月まで
② 平成4年5月

私は、昭和63年11月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間①については、住み込みで働いていた会社に毎月集金に来ていた市の職員に保険料を納付した。申立期間②については、両親が再加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと思う。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、7か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和63年11月頃に払い出されており、申立人は、同月以降申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付しているほか、申立人は、当該期間直前の同年11月から平成2年1月までの期間の保険料を納付していることがオンライン記録で確認でき、この当時、申立人は、昭和63年11月から会社に住み込みで勤務し、同会社が平成2年9月に厚生年金保険適用事業所となった後、4年5月に同会社を退職しており、住所及び仕事に変更は無かったことから、上記の納付済期間に継続して当該期間の保険料を納付していたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、両親が国民年金の再加入手続きを行い保険料を納付してくれていたと説明しているが、申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができず、母親も当時のことを憶えていない^{おぼ}としているため、当時の状況が不明であること、申立人が所持する当時申立人が居住していた区からの「国民年金のお知らせ」のハガキには、「今回お届けいただいた資格」として、平成4年5月26日被保険者資格取得、同年6月16日資格喪失及び8年8月6日資格取得の資格得喪が記載

されており、再加入手続は同年8月以降になされたと考えられること、申立人が所持する年金手帳にも当該期間の資格の得喪に関する記載が無いことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年2月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年4月から同年6月まで

私は、昭和 56 年3月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を全て納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 56 年5月頃に払い出され、申立人は、同年3月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間直前の昭和 56 年3月から 57 年3月までの期間及び申立期間直後の同年7月から 58 年12月までの期間の保険料を現年度納付していることが国民年金被保険者名簿で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から50年12月まで

私は、昭和47年4月に国民年金に加入し婚姻後も国民年金保険料を納付してきた。国民年金をやめるつもりもなかったのに、婚姻日の48年10月に遡って資格喪失とされている。還付請求を行い還付金を受け取った記憶も無い。申立期間の保険料が還付済みとされ、国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当該期間に係る国民年金の資格喪失と資格取得の記録が申立人の所持する国民年金手帳に記載されて、この資格喪失時に申立人が居住していた市の押印が確認できるほか、当該期間に係る還付記録が特殊台帳に記載されていることが確認できる。この未加入期間への変更処理及び還付については、申立人が昭和48年10月に婚姻した時点から申立人の夫が共済組合に加入していることが51年1月時点で判明したため、それまで強制加入期間とされていた申立期間が遡って未加入期間とされ、納付済の保険料を還付されたものと考えられる。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料の納付については、申立期間の昭和48年度から50年度の期間の保険料が全て現年度納付されていたことが特殊台帳により確認できるほか、申立人は申立期間当時に国民年金の任意加入をやめるつもりはなかったと説明していることから、旧国民年金法附則第6条の2の規定により、被保険者が強制加入被保険者でなくなった場合、その者が資格を喪失するに至らなかったならば納付すべき保険料を現年度納付しているときは、任意加入被保険者に該当する日に任意加入の申出をしたものとみなされることから、申立期間は任意加入の被保険者期間であり、当該期間の納付済保険料については、誤った資格喪失処理によって還付処理が行われたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を

納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 10 月から 58 年 11 月まで

私は、申立期間①については、昭和 54 年*月の長女出産後に国民年金保険料の督促状が届いたため、郵便局又は区出張所で保険料を遡って納付した。申立期間②については、納付書で3か月ごとに区出張所や郵便局で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間であり、申立人は昭和51年3月に国民年金に任意加入した後は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。また、申立人に対しては昭和60年2月5日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間のうち58年1月から同年11月までの間に未納期間があったものと考えられ、当該納付書が作成された時点では、申立期間のうち57年12月以前の期間の保険料は時効により納付することができない期間であるほか、申立人は、申立期間直後の58年12月26日に任意加入被保険者の資格を喪失していることが申立人の所持する年金手帳により確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年2月まで

私は、短大を卒業して就職した平成4年3月か4月に、申立期間の国民年金保険料を納付するようにとのはがきが送られてきたため、市役所で保険料の免除申請を行った。その際、窓口の担当者から「既に働いており収入があるのだから免除はできない。すぐに保険料を納付するように。」と言われ、市役所内のATMで預金口座から現金を引き出し、窓口で申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間中の平成3年12月頃に払い出されており、申立人は申立期間の国民年金保険料を4年3月又は同年4月に納付したとしており、当該払出時点及び申立人が保険料を納付していたとする時点では、申立期間の保険料は現年度保険料となり、申立人が当時居住していた市で納付することが可能であった。

また、申立人は、申立期間の保険料の免除申請を行った記憶は無く、申立期間に係る国民年金保険料免除申請承認通知書を受け取った記憶も無いと説明しているほか、申立期間の免除記録の入力処理日は平成4年8月7日で、当該入力処理が行われるまで申立期間は保険料未納期間とされており、申立人に対し現年度保険料の納付勧奨が行われていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月
② 平成4年4月から5年3月まで

私は、平成4年3月に厚生年金保険適用事業所を退職して国民年金の加入手続を行った際に、申立期間②の国民年金保険料免除申請を行うとともに、既に申請期限が過ぎていて保険料の免除申請ができなかった申立期間①の保険料として1万円を超えない額を郵便局で納付した。平成7年頃には収入が安定してきたため、保険料を一年分前納で納付するようになり、保険料免除期間とされていた申立期間②の保険料10数万円を確定申告による所得税の還付金から追納したため、同年には30万円以内ではあったが高額の保険料を納付した記憶がある。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人が当該期間直後の期間の保険料の免除申請を平成4年5月に行ったことがオンライン記録により確認でき、この申請時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったほか、申立人が納付したと説明する金額はその当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、申立人は平成7年頃には収入が安定してきたため、保険料を一年分前納で納付するようになったと説明しており、申立人は同年4月から11年3月までの保険料をおおむね前納していることがオンライン記録で確認できるほか、申立人は、確定申告時の所得税の還付金から申立期間②の追納保険料額を納付し、同時期に7年度の前納保険料額を納付したため合わせて30万円以内であったが高額の保険料を納付したと具体的に説明しており、申立人が納付したと説明する保険料額は当該期間の追納保険料及び前納保険料の合計額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さ

は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 59 年 3 月

私は、厚生年金保険適用事業所を退職後、実家に戻った昭和 57 年 12 月頃に町役場で国民年金の加入手続きを行い、同役場で申立期間①の国民年金保険料を納付書で納付した。また、申立期間②の保険料は同町又は 59 年 5 月に転居した市において納付書で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は 4 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 58 年 2 月時点で当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は再加入手続きに関する記憶が曖昧であり、申立人は当該期間後に転居しているが、当該期間の保険料を前住地の町又は転居先の市で納付したかに関する記憶が曖昧である。また、申立人の前住地である町の国民年金被保険者台帳管理簿には、「資格喪失」の次に「転居先の市」が記載されており、国民年金の資格再取得に関する記載は見当たらないほか、申立人は昭和 59 年 5 月に転居していることが申立人の所持する年金手帳により確認でき、この時点では当該期間の保険料は過年度納付となるが、当該市役所では過年度保険料を納付することはできず、申立人は保険料を遡って納付した記憶も無く、市役所以外で保険料を納付した記憶も無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年

12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月及び同年7月

私は、平成11年5月に転居先の市役所に転入届を提出した際に、9年6月及び同年7月が国民年金の未加入期間となっているとの指摘を受け、その場で加入手続きを行い、当該期間の保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への5回の切替手続きも適切に行っている。

また、申立人が所持する年金手帳には、申立期間当初の平成9年6月11日に国民年金被保険者資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失していることが、申立人が11年5月から居住していた市によって記載されており、当該市において申立期間は国民年金加入期間とされていたことが確認できるほか、同年同月時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能な期間である。

さらに、申立人は当該市に居住していた平成11年5月から同年7月までの間に申立期間の保険料を金融機関で納付したと説明しており、当該市では市役所窓口で過年度納付書を発行していたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間、53 年 1 月から同年 3 月までの期間、54 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は、結婚後しばらくしてから国民年金に加入した。当時、子育てで忙しかったため詳細な記憶は無いが、申立期間①、②、③及び④に係る国民年金保険料は私が確かに納めた。未納とされた期間が昭和 55 年を除いて 4 年間もほぼ連続して毎年 1 月から 3 月までとされているのもおかしい。夫は、外国の機関で働いており、夫の収入に季節変動は無かった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、昭和 50 年 4 月頃に払い出されたことが推認でき、申立期間①、②、③及び④は国民年金保険料を納付することが可能な期間である上、各申立期間は 3 か月と短期間であり、その前後の期間の保険料は全て納付されていることが確認できる。

また、申立期間①については、申立人の国民年金被保険者台帳（以下「特殊台帳」という。）によると、昭和 53 年度の備考欄に納付書が発行されたことを示す「納発」の押印が確認でき、当該納付書には申立期間①に係る納付書が含まれていたものと考えられ、前述の申立人の手帳記号番号が払い出された 50 年 4 月の時点において、48 年 4 月からの保険料が遡って納付されていることを踏まえると、申立期間①の保険料は、当該納付書により、納付していたものと考えられる。

さらに、特殊台帳によると、昭和 54 年 4 月及び同年 5 月の保険料が同年 10 月 30 日

に還付と記録され、申立期間②及び③は未納と記録されているが、還付決定の時点において、当該期間は2年の時効期限内であり、当該保険料は、還付ではなく当該期間に充当処理すべきであるにもかかわらず充当処理されていない。このことを考慮すると、申立期間②及び③は既に納付済みの期間であったと考えるのが自然である。

加えて、特殊台帳においては、申立期間①、②、③及び④における1月から3月までの期間の全ての期間が空欄となっていることについて、申立人は、「当該特定の期間のみ保険料を未納とすることは考えられない。また、夫は外国の機関で働いており、夫の収入に季節変動は無かった。」と述べており、各申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 11 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 3 月
② 平成 5 年 7 月から同年 10 月まで
③ 平成 11 年 1 月

私は、最初に勤めた厚生年金保険適用事業所を退職した平成 5 年 3 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険適用事業所を退職する都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続を区役所で行った。申立期間①及び②の国民年金保険料は区役所で納付し、申立期間③の保険料は郵便局で遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、1 か月と短期間であり、当該期間について未加入期間国民年金適用勧奨の初回勧奨が平成 11 年 3 月 25 日に行われ、同年 1 月 12 日に遡って適用されていること、及び同年 5 月 19 日に同年 2 月 16 日の国民年金被保険者記録の資格喪失記録が追加訂正されたことが基礎年金番号のオンライン記録で確認でき、当該追加訂正時点では当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったこと、当該期間後の保険料はおおむね過年度納付されていること、及び申立人が納付していたと説明する保険料の金額及び納付方法は当時の状況とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号のオンライン記録では平成 7 年 11 月 6 日に過年度納付書が作成されたこと、7 年 11 月 27 日に 5 年 4 月の被保険者資格の喪失並びに 5 年 7 月の取得及び 5 年 11 月の喪失の記録が追加訂正されたことが確認できること、及び基礎年金番号のオンライン記録では 11 年 5 月 19 日に両期間の被保険者資格の取得と喪失の記録が追加訂正されていることが確認できることから、申立人が当該期間の保険料を厚生年金適用事業所を退職する都度、区役所で国民年金への切替手続を行い保険料を区役所で納付していたとする

申立内容は不自然であり、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 11 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 13 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 4 月
② 平成 14 年 4 月から 16 年 1 月まで

私は、平成 13 年 5 月頃に国民年金の加入手続を行い、親に勧められて国民年金保険料を前納し、納付できなかった期間の保険料は遡って納付したこともあった。申立期間②の保険料は納付していなかったことから、平成 16 年 3 月に保険料の納付を督促され納付書が送付されてきたため、納付書に記載されていた金額を母から送金してもらい納付した。私名義の預金通帳に送金された記録がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、1 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、当該期間直後の平成 13 年 5 月から 14 年 3 月までの期間の保険料は 13 年 5 月に前納されており、当該期間直前の 12 年 9 月から 13 年 3 月までの期間の保険料は同年 8 月 24 日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、いずれの納付時点でも当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人は送付されてきた納付書に記載されている金額を申立人の母親から自身の預金口座に送金してもらい、当該口座から引き出して保険料を納付したと説明しているが、申立人は自身の預金口座から引き出した記憶が曖昧である。また、申立人が平成 16 年 4 月から 17 年 3 月までの保険料を前納した保険料額 15 万 6,770 円に相当する金額が同年 4 月 27 日に引き出され、同年同月同日に当該期間の保険料を前納していることがオンライン記録で確認できるが、申立人が所持する申立人名義の金融機関の預金通帳において、16 年 3 月 31 日付けで申立期間②の国民年金保険料である 29 万 2,600 円が預けられている記録は確認できるものの、当該預り日

から14年4月の保険料納付の時効が成立する16年5月までの間に当該保険料額に相当する引出記録は確認できない。

さらに、申立期間②直後の平成16年2月及び同年3月の保険料を18年3月4日に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、申立期間②は時効により保険料を納付することができないほか、当委員会から申立人が納付したとする金融機関に照会したところ、当該機関では、申立人が保険料を納付したとする時期の「領収（納付受託）済通知書」は保存期間内であり、納付記録のある16年4月から17年3月までの期間の保険料額を16年4月27日に受領している「領収（納付受託）済通知書」は保存されているとしているものの、申立期間②に係る同書類は確認できないとしているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成13年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
私は、昭和 48 年に店を開店した時に国民年金の加入手続を行い、それ以後、60 歳になるまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人は、納付日が確認できる昭和 63 年 4 月以降 60 歳に到達するまでの期間の保険料はおおむね現年度納付していることがオンライン記録で確認できるほか、申立期間及びその前後を通じて、申立人の住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月

私は、国民年金加入期間中の国民年金保険料を未納が無いように納付しており、申立期間の保険料も転職してから3か月ほど経過した平成4年の春頃に1か月分の納付書が送られてきたので、未納に気がついてすぐに納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人が納付したとする申立期間の保険料額は当時の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は平成2年11月頃に払い出されており、申立人は、厚生年金保険から国民年金への複数回の切替手続及び被保険者種別変更の手続を行っていること、同年10月から3年8月までの第3号被保険者期間の資格喪失手続は申立期間後の4年3月3日に行われていることがオンライン記録で確認でき、当該処理時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から同年12月まで
私の母は、私が20歳になったので私の国民年金の加入手続を行い、届いた納付書で国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年7月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立人は申立期間後の同年4月から同年10月までの保険料を同年10月に現年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立人の保険料を納付していたとする母親は国民年金加入期間の保険料を納付済みであること、申立人と同様に母親が学生期間の保険料を納付していたとする申立人の姉は当該期間の自身の保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月

私は、母に国民年金の加入を勧められ、私自身も20歳になったら国民年金に加入するのが義務だと思っていたので、自身で国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は申立期間及び申請免除期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人が納付したとする申立期間の保険料額は申立期間当時の保険料額と一致している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成3年7月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から同年9月まで
② 平成9年1月から13年3月まで
③ 平成18年8月及び同年9月

私の母は、私が20歳になった後に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、6か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間中の平成8年8月に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、当該期間直後の保険料は現年度納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるほか、当該期間当時に申立人と同居していた妹の平成10年11月から13年3月までの保険料は13年以降に一部の期間が過年度納付されており、母親は申立人の妹の保険料は2年遅れて遡って納付した記憶があるが、申立人の保険料を遡って納付したかに関する記憶は定かでないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人が平成18年6月に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより国民年金被保険者資格が自動喪失された後、同年8月の厚生年金保険の資格喪失後に国民年金の再加入手続を行わずに当該期間を含む同年6月から19年2月までの保険料が順次納付され、還付されていることがオンライン記録で確認できる。申立人は当該再加入手続を行わないまま20年5月に厚生年金保険の資格を取得したため、当該

期間は国民年金の未加入期間適用勧奨の対象とされ、同年9月に作成された勧奨対象者一覧表に記録されており、当該時点でも国民年金に未加入であったことが確認できるほか、当該期間直後の18年10月から19年3月までの保険料は再加入手続後の20年11月に過年度納付されているものの、この納付時点では当該期間の保険料は時効により納付することができなかつたなど、母親が当該期間の保険料を再加入手続後に納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から47年3月まで

私の母は、婚姻前に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。婚姻後は、親から勧められたので区役所か区出張所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和46年10月から47年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後の48年12月に払い出されており、この払出時点では当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったほか、当該期間直後の47年4月から48年3月までの保険料は過年度納付され、その後の保険料も納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和45年8月から46年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金制度発足時に申立人の母親が加入手続を行い保険料の納付をしてきていた手帳記号番号の国民年金被保険者名簿には、申立人は39年6月に国民年金被保険者資格を喪失したことが記載されており、当該期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができないほか、婚姻後に申立人に再度手帳記号番号が払い出された48年12月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、婚姻後に夫婦の国民年金の加入手続を行い、自身で夫婦二人分の保険料を納付していたと説明しているが、夫の手帳記号番号は昭和45年6月に勸奨又は職権により払い出されていることが当時居住していた区の手帳記号番号払出簿で確認で

き、この払出時点では申立人は厚生年金保険被保険者であり、申立人の手帳記号番号が夫と一緒に払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 10 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 17 年 12 月 2 日の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

| | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間：平成 17 年 12 月 2 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与支給明細書により、申立人は、平成 17 年 12 月 2 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 58 件（別添一覧表参照）

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 標準賞与額 |
|-------|----|--------|-------|----|-------------|
| 20807 | 女 | | 昭和41年 | | 22万 9,000円 |
| 20808 | 男 | | 昭和35年 | | 29万 6,000円 |
| 20809 | 男 | | 昭和20年 | | 6万 円 |
| 20810 | 女 | | 昭和26年 | | 37万 円 |
| 20811 | 女 | | 昭和53年 | | 44万 7, 000円 |
| 20812 | 女 | | 昭和53年 | | 44万 7, 000円 |
| 20813 | 男 | | 昭和54年 | | 22万 8,000円 |
| 20814 | 女 | | 昭和48年 | | 11万 4,000円 |
| 20815 | 女 | | 昭和45年 | | 14万 4,000円 |
| 20816 | 男 | | 昭和50年 | | 9万 円 |
| 20817 | 男 | | 昭和54年 | | 9万 4,000円 |
| 20818 | 男 | | 昭和55年 | | 10万 3,000円 |
| 20819 | 男 | | 昭和55年 | | 9万 5,000円 |
| 20820 | 男 | | 昭和40年 | | 24万 7, 000円 |
| 20821 | 女 | | 昭和57年 | | 20万 4,000円 |
| 20822 | 男 | | 昭和30年 | | 10万 5,000円 |
| 20823 | 男 | | 昭和51年 | | 15万 9,000円 |
| 20824 | 女 | | 昭和24年 | | 12万 6,000円 |
| 20825 | 女 | | 昭和30年 | | 10万 7, 000円 |
| 20826 | 女 | | 昭和53年 | | 13万 8,000円 |
| 20827 | 女 | | 昭和60年 | | 11万 円 |
| 20828 | 女 | | 昭和60年 | | 11万 1,000円 |
| 20829 | 女 | | 昭和27年 | | 14万 7, 000円 |
| 20830 | 男 | | 昭和50年 | | 27万 5,000円 |
| 20831 | 男 | | 昭和49年 | | 14万 5,000円 |
| 20832 | 女 | | 昭和13年 | | 15万 3,000円 |
| 20833 | 女 | | 昭和42年 | | 15万 円 |
| 20834 | 女 | | 昭和44年 | | 62万 8,000円 |
| 20835 | 女 | | 昭和24年 | | 5万 円 |
| 20836 | 女 | | 昭和36年 | | 31万 円 |

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 標準賞与額 |
|-------|----|--------|-------|----|------------|
| 20837 | 男 | | 昭和17年 | | 30万 円 |
| 20838 | 女 | | 昭和47年 | | 21万 円 |
| 20839 | 女 | | 昭和52年 | | 23万 円 |
| 20840 | 女 | | 昭和51年 | | 11万 円 |
| 20841 | 女 | | 昭和54年 | | 5万 円 |
| 20842 | 男 | | 昭和56年 | | 12万 円 |
| 20843 | 男 | | 昭和50年 | | 5万 円 |
| 20844 | 女 | | 昭和40年 | | 16万 円 |
| 20845 | 男 | | 昭和42年 | | 5万 円 |
| 20846 | 女 | | 昭和60年 | | 12万 円 |
| 20847 | 男 | | 昭和54年 | | 10万 5,000円 |
| 20848 | 女 | | 昭和60年 | | 12万 円 |
| 20849 | 女 | | 昭和53年 | | 15万 円 |
| 20850 | 男 | | 昭和45年 | | 18万 5,000円 |
| 20851 | 男 | | 昭和46年 | | 27万 6,000円 |
| 20852 | 女 | | 昭和51年 | | 18万 円 |
| 20853 | 男 | | 昭和18年 | | 12万 円 |
| 20854 | 男 | | 昭和51年 | | 25万 円 |
| 20855 | 男 | | 昭和39年 | | 18万 円 |
| 20856 | 男 | | 昭和52年 | | 18万 円 |
| 20857 | 女 | | 昭和15年 | | 5万 円 |
| 20858 | 女 | | 昭和12年 | | 2万 円 |
| 20859 | 男 | | 昭和16年 | | 3万 円 |
| 20860 | 男 | | 昭和14年 | | 2万 円 |
| 20861 | 男 | | 昭和27年 | | 2万 円 |
| 20862 | 男 | | 昭和16年 | | 15万 円 |
| 20863 | 女 | | 昭和53年 | | 20万 円 |
| 20864 | 男 | | 昭和31年 | | 10万 円 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 13 日から同年 9 月 16 日まで
② 昭和 32 年 9 月 26 日から 37 年 12 月 21 日まで

日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給したことも無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人が申立期間②に勤務したA社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年8か月後の昭和39年8月14日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前にある最初に勤務したB社の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、上記脱退手当金の支給決定日以前の3回の被保険者期間のうち、当該最初の被保険者期間となった約3年もの期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間①と当該未請求となっているB社に勤務した被保険者期間とが一緒に記載されており、また、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ申立期間に係る脱退手当金の支給決定日の直前の昭和39年4月28日に回答した旨の記録があることから、当該脱退手当金は、申立期間①及びB社における被保険者期間の2回を対象として支給されているべきところ、オンライン記録では、B社の被保険者期間が未支給となっているのは不自然であり、適正な事務処理が行われ

ていたとは言い難い。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、上記脱退手当金の支給決定日より約1年4か月前の昭和38年4月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が当該請求をしたとすれば、改姓後の姓により行ったものと考えられるため、申立人が当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から35年11月1日まで
年金事務所で記録を確認したところ、申立期間の被保険者期間について、脱退手当金を受給していることを知った。しかし、退職時には会社から脱退手当金について説明は無く、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間に勤務したA社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和37年4月30日に支給決定されている上、申立人が申立期間に勤務した同社と申立期間の後に勤務したB社の申立期間当時の事業主は同一であり、支給日より近い同社の被保険者期間が未請求となっていることから、A社の事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間より前の最初に厚生年金保険被保険者となった期間、次に被保険者となった期間及び申立期間より後の被保険者になった期間は、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、4回の被保険者期間のうち、当該最初の被保険者となった14か月間、次に被保険者となった7か月間及び申立期間の後の支給日より近く、しかも、申立期間と同一事業主である6か月間の3回の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間と未請求となっているB社に係る厚生年金保険被保険者期間は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、当該未請求期間が存在することは事務処理上不自然である。

加えて、申立期間に係る脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と相違しており、しかも、その理由は明らかでない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る

脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 10 日から 35 年 4 月 16 日まで
② 昭和 35 年 4 月 21 日から 37 年 3 月 21 日まで
③ 昭和 37 年 10 月 1 日から 39 年 9 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 11 月 10 日から 40 年 3 月 16 日まで

年金を受給するときに年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、脱退手当金を受給したとされる昭和 41 年 2 月 11 日は長女が生まれて 1 か月もたっていないし、産院に 2 週間以上入院していたので、長女を連れて外出はできなかった。また、申立期間④に勤務したA社からは、脱退手当金の説明はされていないし、脱退手当金を受給していないので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間④に勤務したA社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 11 か月後の昭和 41 年 2 月 11 日に支給決定されたこととなっている上、同社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である 40 年 3 月 16 日の前後の各 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 25 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は申立人を含めて 2 名と少なく、しかも、申立人以外の 1 名も厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 13 か月後に支給決定がなされていることを踏まえると、同社の事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の後で、脱退手当金が支給されたとする日の直前の被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未

請求となっているが、申立人が、申立期間に係る被保険者期間のみを請求し、脱退手当金の支給日より近い被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿、申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄並びに申立期間③及び④に係る厚生年金保険被保険者原票の氏名は、変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、申立期間④に勤務したA社を退職した後であって、上記脱退手当金支給決定日より約6か月前の昭和40年8月*日に婚姻し、改姓しており、申立人が請求したとすれば、改姓後の姓で請求したと考えられることから、申立人が当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、申立期間に係る脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と相違しており、しかも、その理由は明らかでない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月20日から32年11月1日まで
② 昭和32年11月1日から36年10月13日まで

日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを知ったが、受け取った記憶が無いので申立てをした。申立期間②の会社を退職して1か月半後には再就職をしたことと、脱退手当金を受給したとされる時期はさらにその後であり、支給日も約2年後というのはおかしい。脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人が申立期間②に勤務したA営業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年後の昭和38年11月5日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の後で、脱退手当金が支給されたとする日の直前の被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、申立期間に係る被保険者期間のみを請求し、脱退手当金の支給日より近い被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間と当該未請求となっている被保険者期間については、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、当該未請求期間が存在することは事務処理上不自然である。

加えて、申立期間に係る脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と相違しており、しかも、その理由は明らかでない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年3月1日から同年4月30日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月1日から8年3月1日まで
② 平成8年3月1日から同年4月30日まで
③ 平成8年4月30日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間②については、標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。各申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、19万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年4月30日の後の同年6月6日付けで遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認でき、他の従業員58人全員の標準報酬月額についても、申立人と同日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の複数の元従業員は、当該期間当時、同社は経営不振で給料の遅配があったとしており、また、そのうちの一人は、申立人は営業職で、社会保険の届出事務には関与していないと思うと回答していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していないと推認される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た19万円に訂正することが必要である。

申立期間①について、申立人は、A社に勤務したと主張しているが、オンライン記録による

と、当該期間のうち、平成7年11月1日から同年11月23日までの期間については他社において被保険者記録がある。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主に照会したが回答が得られないことから、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社の元従業員31人に照会したところ、回答のあった6人のうち、二人は申立人を記憶していたが、申立人の勤務期間については不明と回答していることから、申立人の勤務実態について確認することができない。

加えて、申立人は給与明細書等の資料を保有していないことから、申立期間①の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人は当該期間に、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③について、A社は、オンライン記録によると、平成8年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、申立人は、同年8月1日にB社において、被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年4月30日に被保険者資格を喪失している者が申立人のほかに33人おり、このうちの19人が同年5月1日にB社において、被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、平成8年5月以降、A社で勤務場所は変わらず営業職として完全歩合制になったと供述しているところ、複数の元従業員は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる際に、同社を退職するか、継続勤務するのであれば固定給を減額するか、完全歩合制に移行するかを選択を個々に迫られた旨を供述している。

これらのことから、申立人は、申立期間③にB社の社員として継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、給与が完全歩合制になった平成8年5月から同年8月頃まで売上実績はほとんど無かった旨供述しており、申立期間③に係る給与明細書等の資料を保有していないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主に照会したが回答が得られないことから、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、オンライン記録によると、申立人は当該期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から16年9月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成14年4月から16年2月までは62万円と記録されていたところ、同年3月9日付けで、14年10月及び15年9月の定時決定の記録が取り消され、14年4月に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほかに、同社の事業主及び取締役一人について同様の処理が行われていることが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の代表取締役は所在不明であるところ、同社の元役員及び元従業員は、申立期間当時、同社の経営状況は悪化しており、給与の遅配もあった旨供述している。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額訂正処理日において同社の取締役であったことが確認できるが、複数の元従業員は、申立人は営業担当として勤務し、社会保険の届出事務には関与していなかった旨供述していることから、当該遡及訂正処理に関与していなかったと推認される。

これらを総合的に判断すると、平成16年3月9日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において、当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の14年4月から16年8月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た62万円に

訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月1日から36年6月26日まで
② 昭和36年6月26日から37年8月8日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。しかし、退職時には会社から脱退手当金について説明は無く、自分で脱退手当金の請求手続はもちろんのこと、脱退手当金を受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消して、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和38年12月2日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前にある最初に勤務した事業所の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間は5年近くであり、申立人は当該未請求期間の事業所において健康保険被保険者証をもらっていたと供述していることを踏まえると、申立人は当該未請求期間について厚生年金保険に加入していたことを認識していたものと考えられ、申立人が脱退手当金を請求したのであれば、当該未請求期間の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 60 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳における保険料控除額及び賞与額から、60 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月 27 日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 48 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 48 万 7,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 50 万円であることから、48 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 32 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 32 万 2,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 33 万円であることから、32 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 39 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 39 万円、賞与額に見合う標準賞与額は 40 万円であることから、39 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 41 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細及び申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細及び賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 41 万 9,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 43 万円であることから、41 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 73 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 73 万 1,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 75 万円であることから、73 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は27万2,000円、同年12月10日は35万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が実際の支給額と異なっている。賞与支給明細を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与支給明細により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成19年7月10日は27万2,000円、同年12月10日は35万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和21年7月18日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年7月18日まで
② 昭和21年7月18日から23年1月6日まで

A社に勤務した期間のうち、同社D支店に勤務した申立期間①及び同社C支店に勤務した申立期間②の加入記録が無い。それぞれの支店に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社から提出された人事記録から、申立人は、A社に昭和4年から継続して勤務し、21年7月18日から同社C支店で、当該期間も含め継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記人事記録によると、申立人はA社C支店に支店長代理兼海上課長として赴任し、同社E支店に異動する昭和24年7月31日まで同職に就いていたことが確認できる上、22年6月に同社C支店に入社したとする元従業員は、「申立人は、海上課長心得としてF全域の業務に就いていたと思う。当時、正社員は全員厚生年金保険に加入していた。」旨供述していることから判断すると、申立人について、申立期間②及びその後の同社C支店における厚生年金保険の被保険者期間において、業務内容及び勤務形態に変更が無かったことから、申立期間②において保険料控除が継続されない事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和23年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は当時の人事記録以外の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、上記人事記録から、申立人は、昭和10年10月23日から21年7月17日までの期間について、A社D支店に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社D支店は昭和22年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては、適用事業所としての記録は無い。

また、B社は、「提出した人事記録以外の資料は保管していないため、申立期間①のように厚生年金保険の適用事業所になる前の期間については、適用事業所になっている別の支店で厚生年金保険に加入させていたかどうかについては不明である。」旨供述している。

さらに、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、同社同支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和22年1月1日に厚生年金保険の資格を取得した64人において、当該日より前に同社の別の支店において厚生年金保険に加入している者を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年12月31日まで

A社で厚生年金保険に加入していた者が同社に係る標準報酬月額の申立てをし、自分に照会が来たことで、自分の申立期間に係る標準報酬月額も実際に支給されていた給与と比較して低いことが分かった。同社では、一時期、名目的な代表取締役であったが、実質はB社の従業員にすぎず、社会保険関係の事務手続に関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年12月31日より後の5年1月7日付けで、8万円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、平成2年3月23日に同社の代表取締役に就任し、同年10月1日に代表取締役を辞任しているが、申立期間及び上記標準報酬月額の遡及減額訂正時においては、同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、A社の元従業員は、「申立人は、生命保険部門の経理担当であり、社会保険関係事務の権限及び社判の管理は、B社の元代表者が行っていた。」旨供述し、また、B社の元役員は、「同社の元代表者は、A社に係る権限も有していた。自分や申立人は商業登記簿上役員にはなっているが、経営には全く関与していなかった。また、自分の厚生年金保険も同社での加入となっている。」旨供述している。

以上のことから、申立人は、上記標準報酬月額の遡及減額訂正に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用

事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由
は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立
人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円
に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 25 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細一覧表から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月1日から12年8月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間当時の源泉徴収票及び預金通帳を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された申立人に係る月例給与において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの報酬月額に係る届出を行っておらず、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和45年10月から46年6月までは3万円、同年7月から47年6月までは4万2,000円、同年10月から48年11月までは6万円、同年12月から49年6月まで、同年8月及び同年9月は6万4,000円、50年2月から同年4月までは8万6,000円、同年5月から同年8月までは11万円、同年9月は10万4,000円、同年10月から51年3月までは11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月1日から51年4月16日まで

A病院に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和47年5月、同年10月、同年11月、48年11月、49年4月、同年8月、同年9月、50年2月から同年9月まで、同年12月及び51年1月の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、47年5月は4万2,000円、同年10月、同年11月及び48年11月は6万円、49年4月、同年8月及び同年9月は6万4,000円、50年2月から同年4月までは8万

6,000円、同年5月から同年8月までは11万円、同年9月は10万4,000円、同年12月及び51年1月は11万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和45年10月から46年6月まで、47年1月から同年4月まで、同年6月、同年12月から48年2月まで、同年12月から49年3月まで、同年5月、50年10月、同年11月、51年2月及び同年3月の標準報酬月額については、給与支給月が記載されていない給与明細書及び上記給与明細書において確認できる保険料控除額から推認して、45年10月から46年6月までは3万円、47年1月から同年4月まで及び同年6月は4万2,000円、同年12月から48年2月までは6万円、同年12月から49年3月まで及び同年5月は6万4,000円、50年10月、同年11月、51年2月及び同年3月は11万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、昭和46年7月から同年12月まで、48年3月から同年10月まで及び49年6月の標準報酬月額について、申立人は、保険料控除を確認できる資料を保有していないものの、当該期間の前後の給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額から、46年7月から同年12月までは4万2,000円、48年3月から同年10月までは6万円、49年6月は6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年7月については、給与明細書により、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録を上回っていない。同年8月及び同年9月については、申立人は当該期間の給与明細書を保有しておらず、当該期間の前後における給与明細書から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録を上回っていない。49年7月については、給与明細書により、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録を上回っているものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録を上回っていない。これらのことから、47年7月から同年9月まで及び49年7月については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和49年10月から50年1月までの標準報酬月額については、申立人は当該期間の給与明細書を保有しておらず、申立人から提出のあった当該期間の前後における給与明細書から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることから、当該期間についても特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年11月1日から15年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月16日から15年9月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与月額より低くなっている。給与支払報告書及び支給明細書を提出するので調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成14年11月から15年8月までの標準報酬月額については、A社から提出された支給明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立

てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成14年6月から同年10月までの期間については、当該支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA病院に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年10月30日とされ、同年10月30日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同病院における資格取得日を同年10月30日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月30日から同年11月1日まで

A病院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。同病院には平成14年10月30日から看護助手として勤務しており、辞令を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出されたA病院の申立人に係る辞令及び同病院から提出された申立人の履歴書から、申立人が申立期間に同病院に勤務していたことが認められる。

また、A病院は、申立人の申立期間当時の賃金台帳等は保管していないが、同病院で賃金台帳を保管してある平成20年以降に、申立人と同様に月末に厚生年金保険の資格を取得している者が9人確認できるが、9人全員の入社月に係る厚生年金保険料を控除しているので、申立人も申立期間に係る厚生年金保険料を控除しているはずだとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院における平成14年11月

の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A病院は、申立人の資格取得日に係る届出を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に資格取得日に係る訂正の届出を行ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年1月1日から同年8月30日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格喪失日に係る記録を同年8月30日とし、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和19年10月1日から22年6月10日まで
②昭和23年1月1日から同年8月30日まで

B協同組合に昭和27年4月まで勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同組合には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、B協同組合に継続して勤務していたと主張しているところ、A会に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立人は、同組合とは別組織のA会において昭和22年6月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年1月1日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が所持するA会の辞令には、昭和22年6月10日付けで技手に任じる旨の記載とともに、C会駐在を命ずる旨の記載が確認できることから、申立人は、同年6月10日以降、A会に在籍しながらB協同組合の前身であるC会において勤務していたことが推認できる。

さらに、C会及びB協同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②における加入記録が確認できる複数の同僚は、申立期間②に申立人がC会において継続して勤務していた旨回答している。

加えて、申立人は、農業普及の業務に携わっていたと供述しているところ、D県傘下の組織と判断されるE協会が発した、昭和23年5月1日付けで蚕業技術員を嘱託

するとの辞令を所持していることから、当該時点においてA会に在籍し農業普及の業務に携わっていた申立人に嘱託辞令が発令されたと考えるのが自然であり、申立人が同年1月1日にA会を退職したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②においてA会に在籍しながらC会に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA会における昭和22年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A会は既に解散しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、申立人は、昭和17年にB協同組合の前身であるF会（後に、C会）に就職し、同組合に継続して勤務していたと供述しているところ、申立人が所持するC会の辞令には、19年9月30日付けで技手に任ずる旨が記載されており、また、複数の元同僚の供述から、申立期間①当時に申立人がC会で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和19年10月1日から21年11月19日までの期間については、C会は、オンライン記録及び適用事業所検索システムから、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。また、申立人が当該期間に同会において一緒に働いていたとする上司及び同僚は、既に死亡しており、同会を継承したものと考えられるG協同組合においては、当該期間に係る資料等を有していないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

次に、申立期間①のうち、昭和21年11月20日から22年6月10日までの期間については、C会とは別組織であるH検査所（後に、I事務所）に係る申立人の人事記録により、申立人が同検査所のJ出張所に21年8月1日から11か月間勤務していたことが確認できる。また、申立人が所持している同年8月1日付け及び22年4月30日付けのH検査所発令の職務辞令からも、申立人が同検査所のJ出張所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が在籍していたことが確認できるH検査所は、昭和22年5月1日に組織再編により、I事務所となっているが、同事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、適用事業所検索システムから、29年2月1日であることが確認できる。

これらのことから、C会が厚生年金保険の適用事業所となった昭和21年11月20

日において、申立人は同会とは別の組織であるH検査所に在籍しており、同会における厚生年金保険の被保険者ではなかったことがうかがえる。

また、申立人は当該期間の給与明細書等を所持していないことから、厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 57 年 8 月 31 日から 58 年 5 月 6 日までの期間について、申立人の A 社における資格喪失日は同年 5 月 6 日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 58 年 5 月 6 日まで

A 社に勤務した期間のうち、昭和 57 年 8 月 31 日から 58 年 5 月 6 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無く、また、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与月額より低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 58 年 2 月 28 日）より後の昭和 58 年 5 月 6 日付けで、申立人を含む 11 人の同社における被保険者資格喪失日が 57 年 8 月 31 日と記録され、また、56 年 10 月及び 57 年 10 月の定時決定における標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたところ、遡って 20 万円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降について、少なくとも 11 人が申立期間においても同社に在籍していることが確認できることから、当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断され、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、被保険者資格の喪失日を昭和 57 年 8 月 31 日とする処理及び厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って標準報酬月額を訂正する処理に合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における資格喪失日を当該標準報酬月額の減額訂正処理日である 58 年 5 月 6 日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA法人における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成12年10月1日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、30万円とすることが必要である。

また、申立人のB病院における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成13年4月15日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、28万円とすることが必要である。

さらに、申立人のC病院における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成14年1月1日であると認められることから、申立期間③の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年9月1日から同年10月1日まで
② 平成13年3月23日から同年4月15日まで
③ 平成13年8月31日から14年1月1日まで

A法人、B病院及びC病院に正社員として医療補助等の業務に従事していたが、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。各事業所は関連病院で、継続して勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A法人において雇用保険に加入しており、当該期間に勤務していた従業員の供述により、申立人が同法人に勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、A法人が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成12年9月1日)より後の平成13年1月10日付けで、申立人を含む12人の

同法人における12年10月の定時決定が取り消され、資格喪失日を同年9月1日と遡って記録されていることが確認できる。

しかしながら、A法人に係る商業登記簿謄本により、同法人は当該期間も法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められ、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成12年9月1日にA法人における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同法人における資格喪失日は上記従業員の供述から、同年10月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA法人における平成12年8月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、当該期間においてB病院に勤務していた従業員の供述により、申立人が同医院に勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、B病院が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成13年3月23日）より後の平成14年6月20日付けで、申立人を含む16人の同医院における資格喪失日を13年3月23日と遡って記録されていることが確認できる。

しかしながら、B病院は当該期間も従業員が5人以上在籍していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められ、社会保険事務所において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成13年3月23日にB病院における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同医院における資格喪失日は上記従業員の供述から、同年4月15日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB病院における平成13年2月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

3 申立期間③については、当該期間においてC病院に勤務していた従業員の供述により、申立人が同医院に勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、C病院が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成13年8月31日）より後の平成14年2月15日付けで、申立人を含む16人の同医院における13年10月の定時決定が取り消され、資格喪失日を同年8月31日と遡って記録されたことが確認できる。

しかしながら、C病院は当該期間も従業員が5人以上在籍していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められ、社会保険事務所において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成 13 年 8 月 31 日に C 病院における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同病院における資格喪失日は上記従業員の供述から、14 年 1 月 1 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の C 病院における平成 13 年 7 月のオンライン記録から、22 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ 25 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 6 月 30 日
② 平成 20 年 11 月 28 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間①及び②の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 6 月に、それぞれ 25 万円とされたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

また、A社から提出のあった賞与明細台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与明細台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、それぞれ 25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の手続を誤ったとして訂正の届出を行ったこと及び当該標準賞与額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 30 日及び 19 年 12 月 30 日は 12 万 1,000 円、20 年 12 月 30 日は 11 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 30 日
② 平成 19 年 12 月 30 日
③ 平成 20 年 12 月 30 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月に、それぞれ 12 万 2,000 円とされたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

また、A社から提出された賞与統計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与統計表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 18 年 12 月 30 日及び 19 年 12 月 30 日は 12 万 1,000 円、20 年 12 月 30 日は 11 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の手続を誤ったとして訂正の届出を行ったこと及び当該標準賞与額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 30 日は 24 万 6,000 円、19 年 12 月 30 日は 23 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 30 日
② 平成 19 年 12 月 30 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月に、18 年 12 月 30 日は 24 万 7,000 円、19 年 12 月 30 日は 23 万 7,000 円とされたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされている。

また、A社から提出された賞与統計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与統計表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 18 年 12 月 30 日は 24 万 6,000 円、19 年 12 月 30 日は 23 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の手続を誤ったとして訂正の届出を行ったこと及び当該標準賞与額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 12 月 30 日は 24 万 7,000 円、20 年 12 月 30 日は 24 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 30 日
② 平成 20 年 12 月 30 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月に、それぞれ 24 万 7,000 円とされたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされている。

また、A社から提出された賞与統計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与統計表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成19年12月30日は24万7,000円、20年12月30日は24万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の手続を誤ったとして訂正の届出を行ったこと及び当該標準賞与額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 11 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 30 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 4 月に 11 万 9,000 円とされたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

また、A社から提出された賞与統計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与統計表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、11万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の手続を誤ったとして訂正の届出を行ったこと及び当該標準賞与額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から35年1月20日まで
② 昭和36年11月30日から43年10月1日まで

平成22年9月頃、日本年金機構からはがきが来たので、年金事務所に行き確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、そのときまで脱退手当金制度については知らず、脱退手当金の請求手続きをしたことや受け取った記憶なども無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和43年10月1日の前後各5年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす17名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は申立人を含め2名と少なく、また、当該支給記録がある申立人以外の1名は、「自分で社会保険事務所（当時）に出向いて脱退手当金の請求手続きを行った。」と回答をしていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間にあるB社とC社の両社に申立人が勤務した2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、未請求となっている両社に係る被保険者期間は、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号と同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である上、申立人が、勤務した4回の被保険者期間のうち、当該未請求となっている2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係

る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から43年8月1日まで
10年ほど前に社会保険事務所(当時)で記録を確認し、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。そのとき以来、ずっと納得できずにいたところ、昨年秋、日本年金機構からはがきが来たので、申立てをした。申立期間の前に勤務したA社を退職したときに脱退手当金を受給したことは記憶にあるが、申立期間については、脱退手当金の請求手続きをしたことや脱退手当金を受け取った記憶も無いので、よく調査をして申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人が申立期間に勤務したB社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4年1か月後の昭和47年9月8日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人が請求したとすれば、これを失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る脱退手当金が支給されたとされる日の約4年前から既に別の事業所に勤務し、共済組合の組合員(被保険者)となっていることから、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 18 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から 12 年 8 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成 11 年 7 月及び同年 8 月に係る申立人の標準報酬月額は、当初、18 万円と記録されていたところ、同年 9 月 6 日付けで、資格取得日である同年 7 月 1 日に遡って 11 万 8,000 円に減額訂正されており、その結果、同年 9 月から 12 年 7 月までの標準報酬月額も 11 万 8,000 円で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録により、A 社において、申立人と同様に、平成 11 年 9 月 6 日付けで、標準報酬月額が資格取得日に遡って減額訂正されている従業員が 79 人確認できる。

さらに、申立人が提出した給与明細書によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、A 社が社会保険事務所に当初届け出た 18 万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 11 年 9 月 6 日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理は事実上即時のものとは考え難く、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額の減額訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 18 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年1月31日から同年2月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答から、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出のあった平成12年分の所得税の確定申告書における社会保険料控除額が、オンライン記録で確認できる申立人の同年分の標準報酬月額を基に算出した社会保険料控除額と、ほぼ符合していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記確定申告書において確認できる保険料控除額及び申立人のA社における平成11年12月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成12年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から9年4月16日まで
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっている。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間のA社における標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年9月30日）の後の平成10年6月8日付けで、資格取得日（平成8年12月1日）に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、平成10年6月8日付けで、資格取得日に遡って9万2,000円に標準報酬月額を減額訂正された者が、申立人のほかに4人確認できる。

さらに、代表取締役、取締役一人及び従業員一人の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の前の平成9年8月25日付けで、資格取得日に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人が申立期間及び上記訂正処理日において同社の取締役であったことは確認できない。

また、申立人は、「A社では販売担当であった。」旨供述しているところ、元取締役は、「申立人は、営業職であった。」旨回答しており、経理担当の従業員も、「申立人は、販売担当であった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、上記の元取締役及び調理担当の従業員は、「A社の経営状態は良くなかった。」旨回答しており、上記経理担当の従業員も、「レストランの客の入りは悪く、経営は良くなかった。」旨供述しているところ、年金事務所からの回答及び提出された平

成12年11月の不納欠損整理表により、同社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年4月1日から6年3月10日までの期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から5年4月1日まで
② 平成5年4月1日から6年3月10日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、高校卒業後、平成4年4月1日から継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、同社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では一般事務員であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、17万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年3月28日）より後の同年4月5日付けで、5年4月に遡って11万8,000円に訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の複数の元従業員は、「申立人は、当該期間当時、厚生年金保険関係事務及び経理事務に係る職務への関与や影響力が無い営業事務の一般従業員であった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た17万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①については、A社の複数の元従業員による「申立人がいつ頃から同社に在籍していたのか覚えていないが、当時、一緒に勤務していた。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の経営者とは連絡が取れず、また、当時の社会保険担当者の所在も不明であり、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係るオンライン記録から、複数の元従業員に照会したが、「当時、同社では、経営不振のため、社会保険料を度々滞納していたなど、資金繰りに苦慮していた状態であったため、従業員から申出等が無い限り、社会保険には加入させないような状態であった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができない。

また、A社において申立人と同職種であったとされる複数の元従業員は、オンライン記録によると、申立人と同様、実際の入社日から一定期間経過後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

| | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年9月30日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）は、当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないのので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出されたA社の「20年決算賞与」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「20年決算賞与」において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件19件（別添一覧表参照）

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 標準賞与額 |
|-------|----|--------|--------|----|--------|
| 20944 | 男 | | 昭和26年生 | | 70万 円 |
| 20945 | 男 | | 昭和40年生 | | 82万 円 |
| 20946 | 男 | | 昭和23年生 | | 150万 円 |
| 20947 | 女 | | 昭和43年生 | | 30万 円 |
| 20948 | 男 | | 昭和31年生 | | 80万 円 |
| 20949 | 女 | | 昭和40年生 | | 77万 円 |
| 20950 | 女 | | 昭和55年生 | | 60万 円 |
| 20951 | 男 | | 昭和31年生 | | 98万 円 |
| 20952 | 女 | | 昭和51年生 | | 65万 円 |
| 20953 | 男 | | 昭和45年生 | | 60万 円 |
| 20954 | 女 | | 昭和50年生 | | 25万 円 |
| 20955 | 男 | | 昭和36年生 | | 72万 円 |
| 20956 | 男 | | 昭和39年生 | | 72万 円 |
| 20957 | 女 | | 昭和53年生 | | 50万 円 |
| 20958 | 男 | | 昭和43年生 | | 52万 円 |
| 20959 | 男 | | 昭和44年生 | | 68万 円 |
| 20960 | 男 | | 昭和50年生 | | 30万 円 |
| 20961 | 男 | | 昭和56年生 | | 3万 円 |
| 20962 | 男 | | 昭和61年生 | | 3万 円 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間③に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月 1 日から 53 年 7 月 1 日まで
② 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 2 月 28 日まで
③ 平成 9 年 12 月 1 日から 10 年 9 月 8 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC事業所に勤務した申立期間③の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、各申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、32 万円と記録されていたところ、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 9 年 2 月 28 日の後の同年 3 月 3 日付けで、遡って 15 万円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほかにも事業主及び複数の従業員が同様に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者台帳によると、B社における雇用保険の資格取得日（平成 7 年 8 月 1 日）の届出賃金額が 31 万 1,000 円であることが確認でき、これに相当する厚生年金保険の標準報酬月額は 32 万円となり、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額と一致する。

さらに、申立人は、総務部長であったが社会保険の届出事務には関与していないと主張しているところ、複数の元従業員は、社会保険の届出事務は事業主及び経理担当者が

行っていたと供述しており、申立人は当該標準報酬月額の変額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 32 万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、当該期間に係る給与額は 40 万円ぐらいであったと主張しているが、B社の元事業主は死亡しており、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、26 万円と記録されていたところ、C事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 9 月 8 日の後の同年 10 月 27 日付けで、遡って 9 万 2,000 円に変額訂正されていることが確認できる。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者台帳によると、C事業所における雇用保険の資格取得日（平成 9 年 12 月 1 日）の届出賃金額が 25 万 2,000 円であることが確認でき、これに相当する厚生年金保険の標準報酬月額は 26 万円となり、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額と一致する。

さらに、申立人は、総務部長であったが社会保険の届出事務には関与していないと主張しているところ、複数の元従業員は、社会保険の届出事務は元事業主及び経理担当者が行っていたと供述しており、申立人は当該標準報酬月額の変額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、C事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、当該期間に係る給与額は 40 万円ぐらいであったと主張しているが、社会保険事務所に届出されているC事業所の元事業主は、事業主になった覚えは無く、実際の事業主はB社の事業主であるため、申立人の給与額については不明としており、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、昭和50年10月から52年6月までは12万6,000円、同年7月から53年6月までは14万2,000円とされているところ、申立人は、50年10月から52年6月までは19万円ぐらい、同年7月から53年6月までは23万円ぐらいの給与が支給されていたため、標準報酬月額が相違していると申し立てている。

しかしながら、A社は、既に解散しており、当時の事業主に照会したが回答は無く、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、上記被保険者名簿には、遡って標準報酬月額の訂正が行われている等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

C社（現在は、D社）及びA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和33年7月3日に入社し、36年11月6日まで同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚4人のうち、連絡先が判明した二人に照会したところ一人から回答があり、当該同僚は、「申立期間当時に、調理師としてA社が経営する申立人と同じ食堂に勤務していた。」と供述し、また、他の一人は、「申立人と勤務する食堂は異なっていたものの、同じ地区にある食堂で申立人が勤務していた。」と供述しており、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得していることが確認できる従業員から提出された、申立期間を含む昭和35年4月から同年11月までの同社の社名が印刷された給料支払明細書により、申立期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いが、同社の商業登記簿謄本によると、昭和35年6月3日に設立されていることが確認できる。

さらに、事業所別被保険者名簿によると、昭和 35 年 7 月 1 日に C 社で被保険者資格を喪失している者で、58 人が A 社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 10 月 1 日に引き続き被保険者となっていることが確認できることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記従業員から提出された給料支払明細書の厚生年金保険料控除額が、C 社における資格喪失時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と一致していることから、申立人の同社における資格喪失時の昭和 35 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A 社は適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から53年3月まで
② 昭和53年4月から60年3月まで

私の母は、私が学生の頃から結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間②直後の昭和60年4月頃に払い出され、被保険者資格取得日は53年4月1日とされていることがオンライン記録で確認でき、申立期間①については、学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であること、申立期間②については、上記払出時点で、当該期間の大半の57年12月以前の保険料は時効により納付することはできないこと、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、自身の国民年金加入期間の保険料が全て未納となっていること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成元年3月
②平成元年4月から同年6月まで

私の母は、私が20歳の時に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続き及び保険料の納付をしていたとする母親は、年金手帳の受領に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は20歳になった時に母親が国民年金の加入手続きを行ってくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成4年10月頃に払い出されており、被保険者資格取得日は元年4月1日とされていることが申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録で確認でき、申立期間①については、学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間②については、上記払出時点で、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 56 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 56 年 10 月まで

私は、昭和 56 年 11 月に結婚後、区役所から夫と私の国民年金保険料の納付勧奨の電話があり、未納となっていた夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料を遡って納付した時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 62 年 11 月から同年 12 月頃までに払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立期間直後の 56 年 11 月 20 日の被保険者資格喪失、58 年 12 月 21 日の同資格取得、59 年 8 月 20 日の同資格喪失及び 60 年 1 月 29 日の同資格取得の記録はいずれも 62 年 11 月 30 日に追加されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間は、当該記録整備前までは未加入期間であったと考えられること、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳を 1 冊所持し、当該手帳のほかには年金手帳を所持していたことはないことを説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 62 年 12 月まで

私は、国民年金の加入手続に関する記憶は定かではないが、昭和 52 年 4 月から国民年金保険料を納付したはずである。また、57 年分から 62 年分までの確定申告書（控）の社会保険料控除欄には保険料支払額が記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付時期、納付額、納付回数及び納付期間に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 2 年 1 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち昭和 62 年 9 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間直後の 63 年 1 月から平成元年 3 月までの期間の保険料は 2 年 2 月 21 日に納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では申立期間の全部が時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は昭和 57 年分から平成 3 年分までの確定申告書（控）を所持しており、このうち昭和 57 年分から 62 年分までの確定申告書（控）の社会保険料控除欄には、その年分又はその年度分の一人分の保険料額に相当する保険料支払額が記載されているところ、申立人の元妻は 54 年 4 月から平成 9 年 7 月までの期間の保険料を全て納付していること、平成元年分から 3 年分までの確定申告書（控）の社会保険料控除欄には、二人分の保険料支払額が記載されており、申立人は元妻の分も含め確定申告していることが確認できることなどを勘案すると、昭和 57 年分から 62 年分までの確定申告書（控）の社会保険料控除欄に記載された保険料支払額は元妻のものであると考えることが相当である。

加えて、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳の受領に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年2月まで
私は、国民年金に加入してからは国民年金保険料の免除申請を毎年郵送で行っている。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、保険料の免除申請については、役所から郵送されてくる保険料免除申請書により郵送で毎年申請を行っていると説明しているが、申立書には免除申請書が届かなかったかもしれないと記載している。

また、当時、保険料の免除承認期間は、免除の申請のあった日の属する前月から免除の申請のあった日の属する年度の末月である3月までとされていたが、オンライン記録では、平成13年4月23日付けの免除申請により申立期間直後の同年3月の保険料が免除とされており、当該免除申請日時点で申立期間を含む平成12年度中に免除申請が行われていなかったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。また、13年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から10年2月まで
② 平成13年4月から同年6月まで

私は、20歳になった平成9年*月に国民年金の加入手続きを行い、学生だった申立期間①を含む同年同月から11年3月までの期間の国民年金保険料の免除申請を行った。また、申立期間②の保険料は私か母のどちらかが納付した。申立期間①の保険料が免除とされておらず、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、当該期間の保険料の免除申請を行った時期に関する記憶が曖昧であるほか、当時、保険料の免除承認期間は、免除の申請のあった日の属する前月から免除の申請のあった日の属する年度の末月である3月までとされていたが、オンライン記録では、平成10年4月1日付けの免除申請により当該期間が属する平成9年度のうち10年3月の保険料が免除されており、当該申請日時点で同年度中に免除申請が行われていなかったと考えられること、保険料の免除の申請は年度ごとに行う必要があるため、当該期間を含む9年1月から11年3月までの期間の保険料が全て免除される場合、免除の申請回数は3回となるが、申立人は、免除の申請回数は多くて2回と説明していることなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその母親は当該期間の保険料の納付時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、納付書が送付されれば、自身か母親が保険料を納付したはずである

と説明しているが、オンライン記録には国民年金の加入勸奨記録が無いことから、当該期間前の厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われ、当該期間直前の平成12年9月から13年3月までの期間の12年度分及び当該期間を含む13年度分のそれぞれの年度の現年度納付書が作成されていたと考えられるが、オンライン記録では12年9月から13年3月までの期間の保険料が13年11月26日に過年度納付され、当該期間のものと思われる過年度納付書が14年6月13日に作成されていることが確認できることなど、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から61年3月まで

私は、国民年金保険料を定期的に納付していたが、知り合いの区職員から保険料の未納があるとの指摘を受けたので、未納分の保険料を区出張所でまとめて1回で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付額、納付頻度及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年8月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は区職員から保険料の未納の指摘を受け平成2年又は4年頃にまとめて保険料を納付したと思うと説明しているが、当該納付のいずれの時点でも申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人が未納期間の保険料を納付したとする区出張所では過年度保険料の収納取扱いが行っていないほか、申立期間当時に申立人に別の年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人は母親から申立人自身の保険料を納付した期間について聞いたことはないと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和57年6月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は申立期間後の昭和55年12月以降に転居した住所のみが記載された年金手帳を所持しているが、別の手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年1月から61年3月まで

私は、昭和50年7月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、当該加入の時期から61年4月に第3号被保険者になる直前の同年3月までの期間について、国民年金保険料を継続して納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳によれば、同手帳の「国民年金の記録(1)」欄に、申立人が昭和58年1月8日に国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失し、61年4月1日に第3号被保険者の資格を取得している記載があることが確認でき、同資格の得喪に係る記載内容は、オンライン記録においても同様の記録となっていることが確認できる。また、申立人は、「現在所持する年金手帳は1冊のみであり、ほかの年金手帳を所持した記憶は無い。」と述べている。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年3月から54年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和52年*月にA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、当該加入の時期から私が54年4月に就職する直前の同年3月までの期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が20歳になった昭和52年*月にA市役所で私の国民年金の加入手続きを行った。」と主張している。しかし、申立人の国民年金手帳の記号番号は、B市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立人が婚姻後の58年3月にB市において国民年金に任意加入したことにより、同年4月頃に払い出されていることが推認できる。その上、申立人が所持する当該年金手帳には、初めて被保険者となった日として同年3月29日と記載されていることが確認できる。また、申立人は、「当該手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持したことはない。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、申立人は、「申立期間当時は、大学生であった。」と述べている上、オンライン記録においても申立期間は国民年金に加入してない期間として管理されている。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は加入手続きの時期及び保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで

私は、申立期間を含む昭和57年4月から61年3月までの期間は学校に通っており、経済的に国民年金保険料を支払うことが無理だったので、申立期間の保険料は免除されていたはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の保険料は免除されていたはずである。」と主張している。しかし、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、申立期間後の平成4年6月頃に払い出されていることが推認できる。その上、申立人が所持する年金手帳には、平成の元号が印字されており、明らかに平成元年以降に発行されたものであることが確認できる。また、申立人は、現在所持している当該手帳記号番号が記載された年金手帳のほか、手帳を所持していた記憶が無く、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、遡って免除申請を行うことはできない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び免除申請手続を行った時期や場所に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 12 月までの期間、61 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 60 年 12 月まで
② 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月

私は、毎月、役場において、申立期間①及び②の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。また、未納保険料を遡って納付した記憶もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立期間①のうち昭和 59 年 11 月から 60 年 12 月までの期間及び申立期間②は、申立人の夫も保険料が未納であることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人の申立期間①及び②の間の期間である昭和 61 年 1 月の保険料は納付済みとなっているが、これは申立人が 62 年 12 月から第 3 号被保険者に該当したことにより、同年同月の保険料が 63 年 2 月に過誤納となったために 61 年 1 月の保険料として充当されたものであることが確認できる。これらのことを踏まえると、当該充当期間は、当該充当時点までは未納期間として管理されており、申立期間①及び②は、当該充当の時点においては、未納期間として管理されていたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、毎月納付したとする保険料の納付期間及び納付月額並びに遡って納付したとする納付期間、納付金額及び納付時期等の記憶は曖昧である。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周

辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から57年3月までの期間及び58年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年4月まで
② 昭和56年5月から57年3月まで
③ 昭和58年4月から59年3月まで

私は、婚姻後の昭和58年4月頃に、A区役所で56年1月に遡って国民年金の加入手続きを行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和58年4月頃に国民年金の加入手続きを行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、61年4月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「当該手帳記号番号以外の手帳記号番号が記載された年金手帳を所持した記憶は無い。」と述べていることから、当該手帳記号番号の払出しの前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間①、②及び③のうちの58年4月から同年12月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。また、申立期間①については、オンライン記録によれば、国民年金に加入していない期間として管理されており、前述の申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日として「昭和56年5月1日」と記載されていることが確認できる。これらのことから、申立期間①は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②及び③の間の昭和57年4月から58年3月までの厚生年金保険の加入期間の記録は、平成21年10月に追加されていることがオンライン記録により確認できることから、当該期間は、当該記録の追加の時点の前においては、国民年金の加入

期間として管理されていたことが推認できる。しかし、当該記録の追加により当該期間に係る保険料が還付されたことを示す記録は確認できないことを踏まえると、当該期間を含めて申立期間②及び③の期間の保険料は、当該記録の追加の時点においては、まとめて納付されていなかったものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人がまとめて納付したと記憶している保険料の金額は、当該期間の実際の保険料額と相違するなど、申立人は、当該期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成3年3月までの期間、4年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月から平成3年3月まで
② 平成4年4月及び同年5月

私の母は、私が20歳の昭和63年*月頃にA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②の保険料は、私が納付していた。申立期間①及び②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続きに関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとする申立人の母親は、「娘が20歳の昭和63年*月頃にA市役所で娘の国民年金の加入手続きを行った。」と述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録等によれば、B市において平成7年7月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、申立期間①及び②は、オンライン記録によれば、国民年金に加入していない期間として管理されている上、申立人が現在所持する年金手帳において、初めて国民年金の被保険者となった日として「平成7年2月1日」と記載されていることが確認できることから、申立期間①及び②は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。その上、申立期間①については、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は申立期間①の保険料の納付金額、納付方法に関する記憶は曖昧であり、申立期間②については、申立人は保険料の納付金額に関する記

憶が曖昧である。

このほか、申立人の母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、就職活動のため友人宅に居住していた昭和62年3月頃に、友人宅所在地の区で国民年金の加入手続を行い、その際に60年4月から62年3月までの2年度分の国民年金保険料を遡って納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、就職活動のため滞在していた友人宅所在地の区で昭和62年3月頃に国民年金の加入手続を行い、2年度分の保険料を遡って納付したと説明しているが、滞在地の友人宅所在地の区では加入手続をすることはできず、申立人の国民年金手帳の記号番号は実家所在地の市で62年8月頃に払い出されており、申立人は、同年9月に、61年度分の保険料を過年度納付していることが同市の国民年金保険料検認記録で確認できるものの、当該払出時点及び過年度納付時点で申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、上記の手帳記号番号払出時に交付されたとみられる年金手帳1冊を所持し、ほかの年金手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年4月から18年2月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月から18年2月まで
私の母は、平成19年11月頃から私の学生納付特例期間の国民年金保険料を数回に分けて追納してくれた。申立期間の保険料が追納済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を追納したとする申立人の母親が主に保険料を納付していたとする金融機関において、申立期間直後の平成18年3月から19年3月までの期間の申立人の保険料の領収済通知書を確認することができたものの、申立期間の保険料の領収済通知書は確認できなかった。

また、申立人は、申立期間の保険料の領収証書を当時のアルバイト先に提出したかもしれないとして、平成19年の給与所得源泉徴収票を提出しているが、同票に記載されている社会保険料等の金額は、平成19年度の国民年金保険料1年分及び雇用保険料2か月分の支払額を示すものであること、申立人の母親は金融機関口座から引き出して申立期間の保険料を追納したと説明しており、提出のあった通帳から19年11月12日に34万円が引き出されていることが確認できるが、同日に申立人の平成18年度分の保険料及び申立人の妹の19年8月から同年12月までの5か月分の保険料が納付されていることが、オンライン記録及び申立人が所持する領収証書により確認でき、当該引出額では申立期間の保険料をも納付したとは考えにくいことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年8月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注)申立ては、死亡した申立人の娘が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人から申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和36年1月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人の娘は、申立人が保険料を納付していたと常々言っていたとしているが、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等の納付状況については申立人から聞いていないため不明であるとしていること、申立人と同時期に国民年金の加入手続をした者で、申立人と同様に保険料が未納で被保険者資格を申立人と同日の38年9月17日に喪失している者が複数名いることがオンライン記録で確認でき、これについて所轄年金事務所では、申立期間当時、区では任意加入して保険料が未納であった者に納付勧奨するとともに、納付意思のない者に資格喪失勧奨をして、喪失届を受け付けていたためと考えられるとしていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から61年1月まで

私は、厚生年金保険と国民年金を継続加入して、20歳から60歳までの年金加入期間を充足させることを知っていたので、昭和38年10月及び48年9月に厚生年金保険適用事業所を退職後すぐに国民年金に加入した。申立期間も同様に厚生年金任意継続被保険者の資格喪失後すぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付時期、納付額及び納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和38年10月及び48年9月に厚生年金保険適用事業所を退職したことにより国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は52年3月に払い出されており、申立期間を含む52年度から61年度までの期間は特殊台帳又はオンライン記録で申請免除期間であったことが確認できる。

さらに、申立人は上記国民年金加入期間の申請免除期間とは別に昭和52年4月から同年9月までの期間は厚生年金保険被保険者、同年10月から申立期間直前の60年2月までの期間は厚生年金保険任意継続被保険者の期間であったことが63年9月に確認され、国民年金加入期間は申立人が厚生年金保険に加入した52年4月15日に資格喪失となり、申立期間は国民年金の老齢給付受給資格期間満了者の任意加入期間の未加入期間とされ、61年2月に国民年金の被保険者資格取得と記録整備されたことがオンライン記録で確認できる。このことから、63年9月の記録整備により未加入期間とされるま

では、申立期間は申請免除期間であったこと、申立期間直後の期間も申請免除期間で平成2年3月に保険料を追納していることがオンライン記録で確認でき、この追納時点では申立期間は国民年金の未加入期間であるため保険料を追納することはできないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から62年3月まで

私の妻は、時期ははっきりしないが、私の国民年金の加入手続を行った際、未納分の国民年金保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする妻は加入手続の時期、保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成元年5月に払い出されており、この払出時点で保険料を過年度納付することが可能な申立期間直後の昭和62年4月から平成元年3月までの2年間の保険料は納付済みと記録されている一方、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が所持する年金手帳及び申立人が婚姻前から平成5年2月まで居住していた区の氏名検索簿の住所欄には、婚姻後の元年4月に転居した住所が最初に記載されていることから、妻は当該住所地に転居後に申立人の国民年金加入手続を行ったものと考えられるほか、妻はこの手帳は申立人の加入手続を行った際に受け取った手帳で、これ以外の手帳は受け取っていないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月から43年3月まで

私の父は、私が20歳になった昭和40年*月頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。59年か60年の夏頃に実家に帰省した時に、私と母に「国民年金保険料を納めてあるという証拠書類を渡しておかなければならない。」と話してくれたことを憶えている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は平成9年1月1日に厚生年金保険の記号番号を基に付番されており、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の弟妹も20歳から大学生だった期間は申立人と同様に国民年金の未加入期間となっており、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年7月から62年2月まで

私の母は、私が20歳になり区役所から国民年金の加入案内を受けたため、昭和55年*月頃に区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は母が口座振替により姉妹の保険料と一緒に納付してくれていた。その後、時期は不明だが、母から今後の保険料は自身で納付するようにと引き継ぎ、私が納付書により区出張所や郵便局で保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、自身で保険料を納付し始めた時期に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしていたとする母親は、加入手続きの場所及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和62年3月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者になった日」欄には「昭和62年3月1日」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、母親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の姉妹は手帳記号番号も申立人と同時期の62年3月に払い出され、20歳から62年2月までの期間は申立人と同様に国民年金の未加入期間である。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年4月から平成4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年4月から平成4年5月まで
私の両親は、私が 20 歳になった昭和 59 年*月頃にA市で私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が 20 歳になった昭和 59 年*月ではなく平成 5 年7月頃に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載されている年金手帳のみを所持しており、このほかに年金手帳を所持していた記憶が無いとしていることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、昭和 59 年4月から平成 3 年5月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、平成 6 年7月 11 日に申立人に係る納付書が作成されており、申立期間直後の 4 年6月から 5 年3月までの期間の保険料が、4 年6月の時効期限（2年）直前である 6 年7月 29 日に、まとめて納付されていることが確認できる。このことから、申立期間は、当該保険料の納付の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人は、「母は、私と妹の保険料を一緒に払っていたと言っている。」と述べているが、オンライン記録によると、申立人の妹の手帳記号番号は、平成 3 年10 月頃に払い出されており、また、妹の国民年金の被保険者資格の取得日は、学生の国民年金への加入が任意適用から強制適用へと制度変更された同年4月となっているこ

とが確認できる。これらのことから、申立人の母親が申立人の保険料と一緒に納付してきたとする妹についても、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月から平成 3 年 3 月までの期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私の父は、私が学生であった平成3年4月頃に、私の国民年金の加入手続きをしてくれた。また、申立期間の国民年金保険料は、父又は母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出一覧表によると、平成3年7月頃に払い出されたものと推認できることから、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

しかしながら、オンライン記録によると、平成7年2月3日付けで、申立人に対して納付書が作成されていることが確認できることから、申立期間のうち、5年1月から同年3月までの期間の保険料は、当該納付書作成の時点においては、納付されていなかったものと推認できる上、申立期間のうち、3年4月から4年12月までの期間は、当該納付書が作成された7年2月の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親から申立期間当時の事情を聴取することができないため、申立期間に係る保険料の納付状況を確認することができない上、申立人は、「保険料の納付金額、納付場所及び納付方法については、分からない。全く憶^{おぼ}えていない。」と述べており、父親から聞いたとする申立人に係る保険料の納付状況に関する記憶は曖昧である。その上、申立人の母親は、「息子の申立期間の保険料は、夫に指示されて、私が銀行又は自宅の近所の郵便局で納付した。振込用紙をいただく都度、期限に遅れないように納めに行ったと記憶しているが、納付金額や何か月ごとに納付したかは憶^{おぼ}えていない。」と述べており、申立期間に係る保険料の納付金額及び納付頻度に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、「父が私の国民年金の加入手続を行った。」と述べているが、手帳記号番号が申立人の番号の前後で払い出されている被保険者については、オンライン記録によると、おおむね生年月日順に払い出されていることが確認でき、また、申立人の国民年金の被保険者資格の取得日は、学生の国民年金への加入が任意適用から強制適用に制度変更された平成3年4月であることなどを踏まえると、申立人の手帳記号番号は職権により払い出されたと考えるのが自然である。

なお、年金手帳における「初めて被保険者となった日」は、国民年金の被保険者の20歳到達日や厚生年金保険の被保険者資格の喪失日等を基に被保険者資格の取得日が記載されるものであり、実際に国民年金の加入手続をした時点や保険料の納付を開始した時点を示すものではない。

加えて、申立人の父親及び母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から59年3月まで

私は、20歳の誕生日の前日にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間直後の昭和59年5月頃に払い出されていることが確認できる。また、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人は現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持した記憶が無いことなどから、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、56年7月から57年3月までの期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。さらに、申立期間のうち、同年4月から59年3月までの期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点においては、遡って保険料を納付することが可能な期間であるものの、申立人は、「国民年金に加入した際に、遡って保険料を納付した記憶は無い。」と説明している。

一方で、申立人は、申立期間当時は大学生であったと説明しており、申立期間当時においては、大学生の国民年金への加入は任意加入とされている上、前述のとおり、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったものと考えられ、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

なお、申立人は、国民年金手帳に記載されている初めて被保険者となった日を国民年

金の加入手続をした日の根拠としているが、当該年月日は、被保険者の 20 歳到達日や厚生年金保険の被保険者資格喪失日等を基に被保険者資格の取得日が記載されるものであり、実際に国民年金の加入手続をした時点や保険料の納付を開始した時点を示すものではない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月から16年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月から16年2月まで

私は、平成18年12月に厚生年金保険に加入した会社には、その1年ぐらい前に入社し、入社当初は厚生年金保険には加入していなかったが、勤務時間が変わりパートの収入が増えたため、厚生年金保険に加入した。厚生年金保険に加入する少し前に申立期間の国民年金の納付書が送られてきていたので、コンビニエンスストアにおいて申立期間の国民年金保険料19万円くらいを遡って一括で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「平成18年12月に厚生年金保険に加入した会社には、その1年ぐらい前に入社し、入社当初は厚生年金保険には加入していなかったが、勤務時間が変わりパートの収入が増えたため、厚生年金保険に加入した。厚生年金保険に加入する少し前に申立期間の国民年金保険料を遡って一括で納付したはずである。」と主張している。

しかしながら、仮に、厚生年金保険に加入した時点よりも1年前であり、かつ、申立人が入社したとする平成17年12月の時点において、申立期間の保険料を納付したとする場合でも、当該時点において、申立期間のうち、14年7月から15年10月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「保険料を一括で払ったのは1回だけである。」と述べているが、オンライン記録によると、申立期間直後の平成16年3月から17年3月までの保険料が18年4月4日に、17年4月から18年3月までの保険料が同年4月27日に2回に分けてそれぞれ一括で納付されていることが確認できる。このことを踏まえると、当該保険料の納付の時点である18年4月4日及び同年4月27日は、申立人が述べている厚生年金保険に加入する同年12月より前であることから、申立人が一括で納付したとの記憶は、前述の納付の時点のどちらかであったものと考えられる。なお、申立期間は、当該

保険料の納付のそれぞれの時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、平成 14 年 4 月以降は、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成・発行、収納機関からの納付通知の電子的实施等、事務処理の電子化等が一層促進されたことなどにより当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立人の申立期間に係る保険料納付の記録漏れや記録誤り等は考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 3 月、同年 4 月、同年 8 月、同年 9 月、43 年 4 月から 45 年 5 月までの期間、46 年 10 月から 47 年 6 月までの期間、48 年 1 月、同年 2 月及び 48 年 5 月から 51 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月及び同年 4 月
② 昭和 40 年 8 月及び同年 9 月
③ 昭和 43 年 4 月から 45 年 5 月まで
④ 昭和 46 年 10 月から 47 年 6 月まで
⑤ 昭和 48 年 1 月及び同年 2 月
⑥ 昭和 48 年 5 月から 51 年 6 月まで

私の厚生年金保険と厚生年金保険との間の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付に関する記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当初の説明で納付を行っていたかもしれないとする元妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、自身の保険料を自身で納めたことはないと説明しており、申立後に申立人が保険料の納付について二人の元妻に確認したところ、申立人の申立期間の保険料を納付したことはないと聞いたと説明している。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 53 年 6 月頃に払い出されており、この払出時点では、申立期間①、②、③、④及び⑤の全部並びに⑥の大部分の期間は時効により保険料を納付することができないこと、申立人は、当該払出時に受け取った手帳が初めて所持した手帳であり、ほかに手帳を所持したり無くした記憶も無いと説明しており、申立人に申立期間同時に別の手帳番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人及びその元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、厚生年金保険と厚生年金保険との間の未納期間及び未加入期間の記録について調査確認を強く求めているが、当委員会は、この申立内容も踏まえ、加入及び納付の記録を精査した上で、年金記録の訂正の可否を判断したものである。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年8月から59年6月まで
私の父は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和61年10月頃に払い出されており、この払出時点では過年度納付することが可能な59年7月からの保険料を60年1月から3月までの期間を除き遡って納付しているものの、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は自身が20歳になった時に父親が国民年金の加入手続きを行い、両親と自身の保険料を納付していたのではないかと説明しているが、申立人の父親は、申立人が22歳の頃の53年9月頃に手帳記号番号の払出しを受け、48年4月から52年9月までの保険料を第3回特例納付（実施期間：53年7月から55年6月まで）で納付していることがオンライン記録で確認でき、申立人が20歳当時、父親は国民年金に未加入であったと考えられる。

さらに、申立人は上記国民年金手帳と厚生年金保険の記号番号のみが記載されている年金手帳の2冊の年金手帳を所持しており、ほかに年金手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 44 年 3 月までの期間、48 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 1 月から 58 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 57 年 1 月から 58 年 6 月まで

私は、申立期間の確定申告書（控）を所持しており、「社会保険料控除」欄に国民年金の支払保険料額が記載されていることから、申立期間の国民年金保険料は納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを立証できるのは確定申告書であるとして、提出した確定申告書（控）をもって判断してほしいと説明しており、昭和 45 年を除く 43 年から 50 年までの期間及び 56 年から 60 年までの期間の確定申告書（控）を提出しているが、これらの確定申告書（控）に記載されている金額のうち申立期間の保険料額と一致しているのは 46 年のみに過ぎず、ほかの年は全て相違しているほか、申立人は申立期間の保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

申立期間①については、申立人は昭和 43 年の確定申告書（控）を所持しているものの、その「社会保険料控除」欄には国民年金に関する金額が記載されておらず、翌 44 年の同欄には「国民年金」として「4,500 円」が記載されているが、この金額は当該年に現年度納付したものと記録されている同年 4 月から同年 12 月までの 9 か月の夫婦二人の保険料額と一致しているなど、43 年及び 44 年の確定申告書（控）は当該期間の保険料を納付していたことを示す資料とは言えない。また、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も当該期間の自身の保険料がオンライン記録では未納であるほか、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄には検認印が無く、申立人は保険料を遡って納付した記憶も無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、昭和 48 年の確定申告書（控）の「社会保険料控除」欄には「国民年金」として、「10,800 円」と記載されており、この金額は、当該年に納付されたと記録されている同年 4 月から同年 12 月までの 9 か月の夫婦二人の保険料額とおおむね一致するほか、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も当該期間の自身の保険料がオンライン記録では未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、上記と同様に、昭和 57 年及び 58 年の確定申告書（控）の「社会保険料控除」欄に「国民年金」として、いずれも「50,520 円」と記載されているが、この金額は、各年のいずれの保険料額とも相違していること、60 年 10 月 5 日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、この作成時点で時効にかからない 58 年 7 月から 60 年 3 月までの期間に保険料の未納があったものと考えられ、58 年 7 月から同年 12 月までの期間の保険料が過年度納付されていることが確認できる一方、当該作成時点では申立期間③は時効により保険料を過年度納付することができないこと、58 年分の「社会保険料控除」欄に「国民年金」として「50,520 円」と記載されているが、前記のとおり、同年 7 月から同年 12 月までの時効にかからない期間が過年度納付されていることから、当該過年度保険料額を差し引いた金額は 58 年分の保険料額とは大きく相違することなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から54年8月までの期間、60年8月から61年1月までの期間及び平成7年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年6月から54年8月まで
② 昭和60年8月から61年1月まで
③ 平成7年4月から同年6月まで

私の妻は、婚姻後、私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間①及び②の期間は妻の保険料は納付済みとされており、申立期間③の保険料も妻が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする妻は申立期間の加入手続の時期、保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

申立期間①については、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄の被保険者でなくなった日が当該期間当初の「昭和51年6月13日」と記載されており、当該資格喪失日は昭和54年9月29日と平成16年2月10日に記録訂正されていることがオンライン記録で確認できることから、この記録訂正時点まで申立期間①は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であったなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人の妻は申立人のそれぞれの厚生年金保険被保険者資格喪失時に国民年金への切替手続を行った記憶が曖昧であり、いずれの期間も平成15年5月26日に国民年金加入期間として記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点まで当該期間は国民年金の未加入期間であったため、制度

上、保険料を納付することができない期間であるなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12260 (事案 5922 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 2 月までの期間、同年 7 月から 50 年 5 月までの期間及び同年 11 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 49 年 2 月まで
② 昭和 49 年 7 月から 50 年 5 月まで
③ 昭和 50 年 11 月から 55 年 3 月まで

私の母は、申立期間①及び②の私の国民年金保険料を納付してくれており、申立期間③の保険料は私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続、申立期間①及び②の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、申立人は申立期間③の保険料の納付額の記憶が曖昧であり、申立人の母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 55 年 9 月時点では、申立期間①、②の全部及び③の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどの理由により、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行い、申立期間③については前回の調査で昭和 50 年 11 月から 51 年 10 月までの期間が未納期間であることが分かり、今回の再申立てで当該期間を追加して申立てを行っているが、申立人からは新たな資料の提出や具体的な説明等が無く、委員会の当初の決定を変更すべ

き新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないほか、追加申立期間については、この期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された 55 年 9 月時点では、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、申立人の国民年金の加入手続時期等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号を基に平成 9 年 1 月に付番されており、国民年金の加入手続がそれまでに行われていたとは認められず、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、申立人の国民年金の加入手続時期等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間当時は大学生であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成3年4月頃に払い出され、被保険者資格取得日は学生が強制加入適用となった同年4月1日とされていること、申立期間は申立人が学生時の任意加入適用期間の未加入期間であるため保険料を納付することができないこと、申立人及び母親は、申立期間当時に年金手帳を受領・所持した記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から11年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から11年4月まで
私は、会社を辞めた平成11年9月頃に国民年金の加入手続をし、その後しばらくしてから申立期間の国民年金保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、会社を退職した平成11年9月頃に当該会社所在地の市役所で国民年金の加入手続を行い、しばらくしてから当該会社所在地の社会保険事務所（当時）で申立期間の保険料を遡って一括納付したと説明しているが、申立人は当時別の市に居住していたことが改製原戸籍の附票から確認でき、当該会社所在地の市では加入手続を行うことができない。

また、申立人は、平成13年5月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番され、同年6月に申立期間直後の11年5月から12年3月までの期間の保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該過年度納付時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人が一括納付したとする申立期間の保険料額は当時の保険料額と相違すること、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年11月から13年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年11月から13年3月まで
私の母は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続きを行い、学生納付特例の申請をしてくれた。申立期間の保険料が学生納付特例により納付猶予とされていないことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料が無く、申立人は実家の母親が申立人の国民年金の加入手続き及び申立期間の学生納付特例の申請手続きを行ったと説明しているが、申立期間当時に申立人は実家所在地の町とは別の市に居住しており、住民票上の住所も当該市にあり、申立人の母親は当該市において国民年金の加入手続き及び学生納付特例の申請手続きを行った記憶は無く、申立人も自身で手続きをした記憶が無いと説明している。

また、申立人の基礎年金番号は平成13年11月に付番されており、この付番時点では申立期間は学生納付特例の申請をすることができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から9年3月まで

私は、国民年金保険料を滞納した時期もあったが、だいたいは納付していたはずであり、平成6年8月から就職するまで納付しなかった記憶は無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、学生期間中に保険料を滞納した記憶及び数か月の未納の期間があった記憶があると説明しているほか、大学院生だった平成7年4月から9年3月までの期間は忙しかったために納付はしていなかった可能性もあると説明するなど、納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が学生期間に居住していた市が作成した「国民年金加入状況連絡票」においても申立期間は保険料が未納と記録されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年12月までの期間、50年6月から同年8月までの期間及び52年10月から54年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年12月から49年12月まで
② 昭和50年6月から同年8月まで
③ 昭和52年10月から54年12月まで

私は、区役所から電話があり国民年金保険料の納付は国民の義務だと言われて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて1回で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期、まとめて1回で納付したとする保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号を基に平成20年5月に付番されており、この付番時点で過年度納付することが可能な18年4月から20年3月までの保険料は納付済みであるものの、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができないほか、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から57年3月まで
私の母は、私が20歳の時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、また、申立人から電話及び文書による照会に対して協力が得られず、保険料の納付状況等を確認することができないほか、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和57年2月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月30日から26年9月18日まで
年金記録を確認したときに、脱退手当金が支払われていることを知った。
しかし、申立期間に勤務したA社を退職したときには、脱退手当金の説明は無く、
脱退手当金の制度も知らなかったため、受け取れるはずがない。その支給記録を取り
消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和26年9月18日の前後の各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する11名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む5名に支給記録が確認でき、5名共に資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうちの連絡の取れた受給者2名は、「会社から脱退手当金の説明を受け、受給する旨を伝えたところ、会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和26年11月20日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月 13 日から 37 年 2 月 21 日まで
② 昭和 37 年 2 月 24 日から 43 年 10 月 31 日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続はしたが、出産をした時期であったため、脱退手当金の受給はできる状況になく、受給していないので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給決定されたとされる昭和 44 年当時の社会保険事務所（当時）における脱退手当金の支給に係る事務処理においては、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行い、請求者に返還することとされていたところ、申立人が現在も所持している申立期間①において発行された厚生年金保険被保険者証には、「脱・A」の表示が確認できることから、申立期間に係る脱退手当金が申立人に対して支給されたものと認められる。

また、申立人が申立期間②に勤務したB社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

なお、申立人は、「脱退手当金の請求手続は行ったものの、脱退手当金の受給については、出産をした時期であったため、受給できる状況になく、受給していない。」と申し立てているが、脱退手当金の受給手続が、社会通念上、特別に煩雑なものではない上、本人が委任した者による代理受領も可能であったことから、出産をした時期であったことをもって受給ができなかったとは考えられず、このほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 21 日から 47 年 4 月 21 日まで
平成 19 年に、年金の請求手続に行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、退職時は脱退手当金のことは知らず、請求手続も、受給したことも無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給決定されたとされる昭和 47 年当時の社会保険事務所（当時）における脱退手当金の支給に係る事務処理においては、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行い、請求者に返還することとされていたところ、申立人が現在も所持している申立期間において発行された厚生年金保険被保険者証には、「脱・A」の表示が確認できることから、申立期間に係る脱退手当金が申立人に対して支給されたものと認められる。

なお、申立人が申立期間に勤務したB社に係る厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和47年8月23日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から43年8月21日まで
年金の受給手続きをしたときに、年金記録を確認したところ、申立期間の前に勤務したA社及びB社の厚生年金保険の被保険者期間並びにC社に勤務した申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。今回、日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認についてのはがきが届き、B社を退職したときには、脱退手当金を受給したが、C社を退職したときには、脱退手当金を受給していないので、申立てをすることにした。申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録上、申立期間に勤務したC社と申立期間の前に勤務したA社及びB社の被保険者期間を対象として昭和45年5月26日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、A社及びB社に勤務した期間に係る脱退手当金については、同社を退職後に受給したが、申立期間であるC社の被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶は無いと主張している。

しかし、日本年金機構の記録では、申立人が主張しているB社の退職後には申立人に係る脱退手当金の支給記録は確認できず、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、上記申立期間後の昭和45年5月26日支給決定の記録のみであり、当該脱退手当金の支給は、申立人が受給を認めている2社の被保険者期間と申立期間とを合わせた3期間を対象として決定されており、その支給額に計算上の誤りは無い上、C社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されており、申立人が受給したとする脱退手当金は、オンライン記録にあるC社の退職後に支給決定された脱退手当金と考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月16日から43年6月16日まで
日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和43年6月16日の前後の各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する20名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、13名に支給記録が確認でき、そのうち12名については、資格喪失日から7か月以内に支給決定がなされている上、そのうちの連絡の取れた受給者1名は、「会社から脱退手当金の説明が有り、結婚して今後勤めないかもしれないと言ったところ、脱退手当金を受け取るように言われ、会社が手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年9月19日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 20874 (事案 3552 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月10日から同年12月1日まで
② 昭和24年4月1日から同年10月16日まで
③ 昭和28年5月8日から30年1月27日まで
④ 昭和30年1月27日から31年4月22日まで

私が78歳の頃、姉に頼み年金記録を確認してもらったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

私には、脱退手当金を受け取った記憶は無く、脱退手当金が支給されたとする当時は制度も知らないので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が見当たらないなどの理由から認められなかった。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無く、第三者委員会の審議結果に納得できないので再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給月数、支給金額及び支給年月日が記載されていること、ii) 申立人の脱退手当金は昭和33年3月18日に支給決定されており、当時が通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立期間後我が国での年金制度への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとし、再度申し立てているが、新たな資料や情報が得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から40年2月20日まで
年金の受給手续をするときに、A社に勤務した申立期間について、脱退手当金の支給記録が有ることを知った。受給をしていないので、我慢してきたが、日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届いたので、申し立てることにした。同社を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、受給をしていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年2月20日の前後の各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する56名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、42名に支給記録が確認できる上、同一日又は同一月に資格喪失し、同一日に支給決定されている者が4組8名いることから、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から33年6月21日まで

A社(後にB社に変更、現在は、C社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨を第三者委員会に対して再度申し立てたところ、記録の訂正は必要でないとの通知を受けた。今回、新たな資料として、昭和36年から38年までの間に撮影された当時の経営者を含む従業員の写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社の元従業員の供述により、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できないこと、同社の元従業員は、申立期間当時、申立人は請負業者の一員として勤務しており、請負業者の従業員は同社の厚生年金保険に加入していなかったために、同社に働きかけて、昭和33年6月21日に多数の請負業者の従業員が厚生年金保険に加入した旨を供述していること、オンライン記録より、申立人が記憶している請負業者の同僚一人も、申立人と同日の同年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることなどから、委員会の決定に基づき平成21年9月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は新たな情報として、同僚の氏名を思い出したので再度調査してほしいと再申立てを行ったが、オンライン記録及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚を含む28人が申立人と同日の昭和33年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、申立人から提出のあったC社の経歴書からは、A社がB社に社名を変更した30年3月に申立人がB社の従業員になったことを確認できず、また、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認でき

ないことなどから、当委員会の決定に基づき平成22年10月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たに昭和36年から38年までの間に撮影されたとする当時の事業主を含む従業員の写真を提出し、当該写真及び自分の記憶から事業主を含む従業員の人数は64人であったはずで、上記被保険者名簿における自分の健康保険整理番号が*番であることが不自然である旨主張している。

しかしながら、上記被保険者名簿によると、申立人と同じく昭和33年6月21日に資格取得している者28人を含め、同日において、B社には108人の被保険者がいたことが確認でき、申立人の主張する人数とは異なる上、上記被保険者名簿に取消しや遡及訂正などの不自然な記載は見当たらない。

また、上記写真とは別に、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③について、申立人の標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

さらに、申立期間④について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月 10 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 5 月 1 日まで
③ 平成 3 年 5 月 1 日から 4 年 12 月 31 日まで
④ 平成 4 年 12 月 31 日から 13 年 3 月 31 日まで

A社(昭和 62 年にB社に社名変更)で勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の標準報酬月額が率報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているため、各申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間に同社に勤務していたのは確かなので、申立期間④を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額は 15 万円と記録されているが、実際は月額 70 万円くらいの報酬額であったと主張している。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元代表取締役である申立人は、当該期間当時の給与関係資料は保有していない旨を回答していることから、申立人の当該期間に係る報酬額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和 58 年 1 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している申立人を含む従業員 48 人のうちの 47 人の資格取得時の標準報酬月額は 15 万円であることが確認できる。

さらに、昭和 58 年 1 月 10 日に被保険者資格を取得している上記元従業員のうちの一人は、

資格取得時の標準報酬月額が15万円は当時の営業職の固定給の金額と考えられると供述しているところ、当該従業員から提出された「昭和58年分確定申告書」によると、社会保険料控除額は標準報酬月額15万円に基づく社会保険料に相当する金額であることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間①における申立人の標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額は15万円と記録されているが、実際は月額180万円程度の報酬額であったと主張している。

しかしながら、上述のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元代表取締役である申立人は、当該期間当時の給与関係資料は保有していない旨を回答していることから、申立人の当該期間に係る報酬額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、上記被保険者名簿において、申立期間②における申立人の標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の平成5年6月7日付けで、3年10月及び4年10月の定時決定の記録が取り消され、3年5月に遡って8万円に減額訂正されていることが確認でき、ほかにも元代表取締役についても同様に健康保険の標準報酬月額が遡って訂正されていることが確認できる。

しかしながら、B社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間③及び上記減額訂正処理日において代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間③当時のB社の経営は苦しく、厚生年金保険料の滞納があったが、社会保険事務所（当時）への届出等については、同社の経理部、税理士等に任せていて、訂正処理が行われたことを知らなかったと供述しているところ、同社の元従業員は、日常の業務においては担当者に任せていたと思うが、業務の最終的な決定については申立人が行っていた旨供述している。

さらに、B社に係る社会保険料滞納処分票により、同社は平成3年3月分より社会保険料の滞納が確認でき、申立人は、その処理について、社会保険事務所に出向き、相談していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社の代表取締役として、社会保険の届出事務に権限を有し、自らの標準報酬月額の見直しに関与しながら、当該減額訂正処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間④について、B社に係る商業登記簿謄本及び元従業員の供述から、申立人が当該期

間に同社の代表取締役であったことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、平成4年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、9年8月1日に申立人を事業主として再度厚生年金保険の適用事業所となり、11年6月21日に適用事業所でなくなっていることが確認でき、申立期間④のうち、4年12月31日から9年7月31日までの期間及び11年6月21日から13年3月31日までの期間は、適用事業所となっていない期間である。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となっている期間に、同社の代表取締役である申立人が被保険者資格を取得していないことについて、申立人は、自分は社会保険の手續に関与しておらず、担当者の記憶も無い旨供述しており、同社の元従業員は申立期間④当時、同社には従業員の給与計算や社会保険の加入手續を担当する者がいないような状況にあった旨供述しており、申立人の厚生年金保険への加入取扱いが不明である。

さらに、上記元従業員は、当該期間当時の給与の支払は不定期であり、税金等も控除されていなかった旨供述している上、申立人自身も給与明細書等の資料を保有していないことから、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、複数の元従業員は、B社が保険料を納付できずに、厚生年金保険を脱退したことから、国民年金に加入した旨供述しており、申立人は、申立期間④に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から61年9月まで

A社B支社C支部に勤務した申立期間の加入記録が無い。同支部に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社C支部の組織長であった申立人の元上司の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同支部に個人代理店として同社の業務に従事していたことはいうかがえる。

しかしながら、A社及び同社B支社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、同社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、上記元上司は、申立人は個人代理店として契約していた者であったため、厚生年金保険には加入していなかった旨供述しており、同社の複数の元従業員は、同社には個人代理店を取りまとめる組織長が置かれ、組織長については会社との雇用関係はあったが、個人代理店は会社と代理店契約を結ぶため雇用関係にはなく、厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

さらに、A社B支社に係る事業所別被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、遡及訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から同年11月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に定時社員から正社員になったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人のA社における申立期間の雇用保険の加入記録によると、申立人は平成6年9月30日に一旦離職し、同年11月1日に再度資格取得しており、オンライン記録と符合していることが確認できる。

このことについて、B社の人事担当者は、A社に係る当時の資料が無いため不明であるが、定時社員から正社員への登用であれば、一旦社会保険の被保険者資格を喪失し、正社員になった時点で再取得する取扱いがあったと聞いたことがある旨供述している。

また、A社の複数の元従業員も、同社では定時社員から正社員になるときは、一旦退社扱いとなり、試験を受けて正社員になった場合、改めて社会保険に加入させる取扱いであった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月1日から23年10月18日まで
② 昭和24年11月18日から27年3月3日まで

年金記録の照会で脱退手当金を受給していることを初めて知った。脱退手当金が支給されたとする昭和27年11月29日には会社は存在しておらず、脱退手当金を受けた覚えも無いので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことが記載されている上、当該脱退手当金の支給額は、申立期間を対象として計算されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間当時の脱退手当金の受給要件は、厚生年金保険の被保険者期間が6か月以上20年未満の女子が婚姻又は分娩のために資格喪失したときとされており、申立人は、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された昭和27年11月に婚姻し、その*か月後に出産していることから、脱退手当金を請求し受給することに不自然さは無く、当該脱退手当金の支給額からも、当該受給要件を満たし支給決定されていたことが確認できる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は昭和27年11月29日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間②の事業所を退職後、44年10月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほか申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月1日から41年4月1日まで
② 昭和41年4月1日から42年3月1日まで
③ 昭和42年3月1日から44年9月1日まで
④ 昭和44年9月1日から45年12月29日まで
⑤ 昭和46年1月21日から同年3月31日まで

日本年金機構からの通知で、脱退手当金を受け取ったことになっていることを知った。しかし受給した記憶は無いので、よく調査をして脱退手当金の支給記録を取り消し、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、支給決定日以前の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間に係る脱退手当金は、オンライン記録によると、支給決定日以前の全ての被保険者期間について、異なる社会保険事務所（当時）で管理されていた被保険者期間も含め漏れなく計算の基礎とされており、その支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかにも申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月24日から40年4月1日まで
② 昭和40年4月1日から41年3月1日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、申立期間以前に勤務していた事業所に係る脱退手当金を受給した覚えは有るが、申立期間については受給した記憶は無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間の前の被保険者期間のみに係る脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無い。また、申立人が受給を認めている事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の前後5ページに記載されている女性被保険者で、脱退手当金の受給要件を満たす者の支給記録を確認したところ、当該事業所を最終事業所として脱退手当金の支給記録が確認できる者には全て脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が有るものの、申立人にはその表示が無く、一方、申立期間に係る脱退手当金の最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、「脱」の表示が記されているなど、申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金が支給されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間と申立人が受給を認めている厚生年金保険被保険者期間を基礎として脱退手当金が支給されており、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年6月8日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、裁定日以前の全ての厚生年金保険被保険者

期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間と申立人が受給を認めている被保険者期間の間に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求期間を管轄する社会保険事務所（当時）は申立期間を管轄する社会保険事務所と異なっており、申立期間及び申立人が受給を認めている被保険者期間のみで脱退手当金の受給要件を満たしていることを踏まえると、当該一部未請求だけをもって不自然な支給記録であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和29年7月1日から33年4月28日まで
③ 昭和33年7月23日から35年1月10日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、会社から脱退手当金について説明は無く、その制度の存在すら知らなかった。その後、家事手伝いとなって国民年金に加入し、昭和39年10月に結婚したが、その時点でも脱退手当金の制度の存在は知らず、自ら請求手続を行ったことは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間③に係る事業所を退職後、再就職の考えは無く家事手伝いに従事することとなった申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほか、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 20893 (事案 1895 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 59 年 4 月まで
② 平成 2 年 5 月から同年 7 月まで
③ 平成 2 年 10 月から同年 12 月まで
④ 平成 3 年 3 月から同年 7 月まで

A社に勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間①について、B社(現在は、C社)における雇用保険の加入記録が確認できることから、A社での勤務を認められないとして記録訂正ができないと通知を受けた。

しかし、申立期間①について、A社でなければ、D社E工場で「季節労働」として勤務していたことは確かなので、再調査して申立期間①を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、F社に正社員として勤務した申立期間②、G社に正社員として勤務した申立期間③及びH社I支店に正社員として勤務した申立期間④の厚生年金記録が無い。各申立期間に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、昭和58年10月7日から59年6月30日までの期間について、B社における雇用保険の加入記録が確認できることから、申立期間①におけるA社での勤務を推認できないこと、A社は、申立期間当時の厚生年金保険等に関する資料を保存しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については不明である旨回答していること、申立人に係るB社での厚生年金保険の加入状況について確認できないこと等の理由により、申立期間①において、申立人のA社での勤務は認められず、また、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できないとして、既に当委員会の決定に

基づき、平成21年3月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
これに対し、申立人は申立期間①に勤務していたのはD社E工場であったとして再申立てをしている。

しかし、申立期間①については、雇用保険の加入記録からB社での勤務が認められる。

また、D社は、同社が保存する「退職者名簿」から、申立人は「季節工」として、同社E工場で申立期間①より前の昭和56年9月17日から同年12月5日までの期間に勤務していたことは確認できるが、申立期間①については勤務を確認できないと回答している。

さらに、申立人は、D社E工場での勤務形態を「季節労働」であったとしているところ、同社が提出した申立期間①当時の「求人票」から、厚生年金保険の取扱いについて、「季節工」は厚生年金保険には加入させていなかったことが確認できる。

なお、C社は、申立期間①当時の人事資料及び賃金台帳等を保存しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない旨回答している。

これらのことを総合的に判断すると、申立期間①については、当初申し立てたA社と同様、D社E工場での勤務も認められず、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
2 申立期間②について、申立人はF社に正社員として勤務していたと主張している。

しかし、F社は、申立期間②当時の人事資料等を保存しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない旨供述している。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況等について照会することができない上、申立期間②当時にF社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の従業員に照会したところ7人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいないことから、同社における申立人の勤務期間を特定することができない。

なお、上記回答者のうち6人は入社時から厚生年金保険に加入し、他の一人は3か月間から6か月間の試用期間経過後に厚生年金保険に加入したと供述していることから、F社では従業員により厚生年金保険について異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

申立期間③について、申立人はG社に正社員として勤務していたと主張している。

しかし、平成2年10月24日から同年11月8日までの期間について、C社における雇用保険の加入記録が確認できる上、当該期間は申立期間③におおむね一致していることから、申立期間③におけるG社での勤務を推認することはできない。

また、申立人は、G社の同僚の氏名を記憶していないことから申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況等について照会することができない。

さらに、オンライン記録では、申立期間③当時、G社は、申立人が記憶する住所で厚生年金保険の適用事業所としては確認できない。

加えて、申立人が記憶する同社の住所の近隣に「J社」が存在したが、同社は平成15年2月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主とは連絡が取れず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、C社は、申立期間③当時の人事資料及び賃金台帳等を保存しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない旨回答している。

申立期間④について、申立人はH社からKホテルに派遣されていたと主張しているところ、H社が提出した、申立人を含むKホテルへの派遣社員に係る給与一覧表（時期不明）により、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記資料には申立人を含む6人の給与の支給額が記載されているのみで、保険料控除額についての記載は無く、厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、H社は、上記給与一覧表に記載された6人のうち4人について、厚生年金保険の資格取得手続を行っているが、二人（申立人及び従業員一人）については手続を行っていない旨供述していることから、同社では従業員により厚生年金保険について異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、H社は、上記資料以外に申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除を確認する資料を保存しておらず、申立期間④に係る申立人の勤務状況及び保険料控除を確認することはできない旨回答している。

一方、申立人に係る国民健康保険加入記録から、申立期間②、③及び④の全期間が、国民健康保険の被保険者期間であることが確認でき、また、オンライン記録から、当該全期間は国民年金保険料の追納又は納付済期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで
② 昭和 46 年 3 月 1 日から 47 年 9 月 23 日まで
③ 昭和 58 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
④ 昭和 59 年 9 月 20 日から 60 年 2 月 1 日まで
⑤ 昭和 60 年 2 月 1 日から同年 5 月 21 日まで
⑥ 昭和 60 年 7 月 16 日から同年 8 月 10 日まで

A社が経営するB事業所に勤務した申立期間①、C社に勤務した申立期間②、D社に勤務した期間のうちの申立期間③及び④並びにE社に勤務した期間のうちの申立期間⑤及び⑥の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの申立期間にも間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社が経営するB事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成5年5月1日であり、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社は、当時の記録は無いとしていることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は複数の同僚の名前を記憶しているが、いずれも連絡先が不明であることから、これらの者から、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、C社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、C社は昭和53年12月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、C社の勤務先の上司及び同一職種の同僚の氏名を記憶しているが、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、上記の上司及び同僚が同社において厚生年金保険の被保険者であった記録は確認できない。

さらに、申立期間②当時に、C社は厚生年金基金に加入しているところ、同基金では、申立人の当該期間に係る加入記録は見当たらないとしている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③及び④について、申立人は、D社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、D社は平成7年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間③及び④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、商業登記簿謄本によれば、D社は、平成14年12月*日に解散しており、事業主の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間③及び④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、同僚二人に照会したところ、申立人の入社日及び退職日は分からないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間③及び④における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

加えて、上記同僚二人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致しているところ、申立人の雇用保険の加入記録も厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間⑤及び⑥について、申立人は、E社に勤務し、厚生年金保険に加入してい

たと申し立てている。

しかしながら、E社は、当時の資料は保管していないとしていることから、申立人の申立期間⑤及び⑥における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、同僚に照会したところ、申立人の入社日及び退職日は分からないとしていることから、この者から申立人の申立期間⑤及び⑥における勤務実態についての供述を得ることができない。

さらに、複数の同僚の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致しているところ、申立人の雇用保険の加入記録も厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間⑤及びその前後の期間に被保険者資格を取得している複数の従業員に、E社における厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答のあった従業員は、当時は試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険には加入していなかったとしているところ、自身の入社日を記憶しているとする従業員二人について、入社日と同社における被保険者資格取得日を比較したところ、いずれも入社日から3か月程度経過後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 1 日から平成 2 年 9 月 1 日まで
A社のB事務所に勤務した申立期間の加入記録が無い。申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表者夫妻、同社のB事務所に勤務した同僚及び従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間に、同社のB事務所で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 57 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間の大半においては、同社は適用事業所としての記録は無い。

また、上記元代表者夫妻は、「A社は平成 5 年に倒産したため、当時の資料は残されていないが、申立人とは代表者との個人的な契約関係であったため、厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していなかった。」旨供述している。

さらに、上記同僚及び従業員は、「申立人は不動産の営業もしていたが、どちらかという、秘書のように社長と一緒に仕事をしていた。申立人に係る厚生年金保険の取扱いについては分からない。」旨供述し、当時の給与明細書等の保険料控除を確認できる資料も所持していないとしている。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間に、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では外国人を相手として観光案内の業務に従事し、確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務に係る詳細な記憶及び同僚の供述により、申立人が申立期間当時、A 社 C 部に係る業務に従事していたことはうかがえる。

しかし、現在、B 社の厚生年金保険事務を管理している社会保険労務士法人の担当者は、「申立期間当時に在籍した社員の記録は残しているが、その中に申立人の氏名は無い。申立人の言う職種の従業員は、業務受委託契約の従業員であり、基本的に個人事業主と同じであり、厚生年金保険には加入させていない。」旨回答している。

また、申立人が記憶する同僚 1 名は、「申立人が A 社 C 部で仕事をしていたのは記憶しているが、ガイドグループ及びあっせんグループで、外国人の通訳ガイドやホテルに詰めて旅行をあっせんする等の業務をしていた者は社員ではなかった。したがって同社で厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨供述している。

さらに、申立期間当時、A 社 C 部に在籍していた従業員は、「C 部でガイドの人やホテルに詰めていた人に社員はいなかった。みんなアルバイトの人であった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月20日から36年3月31日まで
A社B営業所C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同支店には同僚の紹介により入社し継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B営業所C支店に、昭和35年2月に入社したと記憶している従業員は、「入社当時に申立人と会ったことを記憶している。」と供述していることから、申立人が同年2月頃まで同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時のA社B営業所長は、「セールスの給料は基本的に歩合のみであり、何台か契約すると本給が付く給与形態で、販売台数の少ない従業員は収入が少なくなるため厚生年金保険の資格を喪失させていた。契約が取れないと収入は無くなり辞めていく者は絶えずいた。」旨供述しており、同営業所の総務担当者は、「セールスは全員が歩合制で、成績により収入が一定しないことから、本人の希望による厚生年金保険の未加入者もいたのではないかと推察する。加入しない従業員は多数いた。」と供述している。

また、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により確認できる元従業員に照会したところ、複数の従業員が「社会保険に加入しない社員がいた。」と回答していることから、同営業所は従業員ごとに厚生年金保険加入の取扱いが異なっていたことがうかがえる。

さらに、申立人をA社B営業所C支店に紹介した同僚の氏名は、上記被保険者名簿及びA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には見当たらない。

加えて、申立人が記憶している同僚4名のうち、1名は申立人を記憶しておらず、3名は所在不明のため、申立人の勤務状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から33年8月1日まで
② 昭和35年5月1日から同年8月1日まで
③ 昭和46年11月1日から47年7月1日まで
④ 昭和48年11月1日から49年8月1日まで
⑤ 昭和52年4月1日から同年8月1日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②について、毎日残業をし、休日も出勤していたので、給与支給額は標準報酬月額より高かった。

また、申立期間③及び④について、A社から出向で勤務したB社では、同社からもらう給与のほかにA社から家賃補助と出向手当が支給されていたが、当該金額が標準報酬月額に反映されていない。

さらに、申立期間⑤について、B社の給与辞令では、当該期間の給与支給額が標準報酬月額より高い。

各申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備な点はなく、遡及して減額訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

また、A社は、「当該期間当時の資料を保管していないため、保険料控除について不明である。」旨回答しているため、同社から、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により、A社の複数の従業員に照会したところ、申立期間①の給与明細書を保有している者はおらず、また、申立期間②の月給簿を保有している従業員から提出された月給簿では、当該従業員の保険料控除額は標準報酬月額に

基づく保険料と同額であることが確認できる。

- 2 申立期間③及び④について、B社に係る厚生年金保険被保険者原票では、申立人の標準報酬月額の記事内容に不備な点はなく、遡及して減額訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

また、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人の昭和46年11月1日の標準報酬月額は8万円と記載されており、この金額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、A社から家賃補助として月3万5,000円及び出向手当として月9万円が支給されていたので、標準報酬月額に反映させるべきであるとしているところ、当時のB社の社会保険手続及び給与計算担当者は、「当社で給与を支払い、厚生年金保険の加入手続を行ったが、A社から補てんされていた家賃補助や出向手当は、当社はノータッチである。家賃補助や出向手当を含まない標準報酬月額に基づく保険料を控除していた。」と述べている。

加えて、申立人は、家賃補助が行われていた証拠として「家賃預り金 50年4月分～51年3月分」と記載された領収書を提出しているが、当該領収書は、A社が申立人から預り金を受領したことを示すものであり、当該領収書では、同社が申立人に家賃を補助した証拠にはならない。

その上、申立人から提出されたA社発行の昭和50年分給与所得の源泉徴収票には、「出向手当 90,000円×3か月分」と記載されているが、社会保険料の金額は記載されていないことが確認できる。

- 3 申立期間⑤について、申立人から提出された給与辞令により、当該期間の給与支給額(33万7,150円)に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことは確認できる。

しかし、申立人について、上記給与辞令から、昭和52年4月1日付けの昇給があったことが確認できるところ、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、同社は申立人に係る同年8月の標準報酬月額の随時改定の届出を行っていることが確認できる。また、当該被保険者原票の標準報酬月額の記載内容に不備な点はなく、遡及して減額訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

- 4 このほか、申立期間①から⑤までについて、申立人は、給与明細書等の保険料控除額を確認できる資料を保有しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑤までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月から同年 10 月 27 日まで
② 昭和 53 年 4 月から 56 年 12 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①及びB社（後に、C社）に勤務した期間のうち申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

各申立期間に各社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における雇用保険の加入記録及び同社の複数の従業員の証言により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は法人事業所であるが、飲食業であることが確認できるところ、申立期間①当時、飲食業は、厚生年金保険法の強制適用事業所に該当しない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は任意適用により昭和 45 年 10 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、上記商業登記簿謄本によると、A社は既に解散しており、事業主は死亡していることから、同社から厚生年金保険の適用について確認することができない。

2 申立期間②について、B社の複数の従業員の証言により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社に係る商業登記簿謄本によると、同社は法人事業所であるが、飲食業であることが確認できるところ、申立期間②当時、飲食業は、厚生年金保険法における強制適用事業所に該当しない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は任意適用により昭和 56

年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、C社の事業主は、「B社は、昭和 56 年 12 月 1 日に厚生年金保険の任意適用事業所となるまでは、給与から保険料控除は行っていない。社員には国民年金に加入するよう話していた。」と回答している。

加えて、B社の従業員は、「自分が昭和 54 年に入社したときには厚生年金保険に加入していなかった。社員は国民年金に加入していたと思う。会社が厚生年金保険に加入したのは、56 年 12 月 1 日だと思う。」と回答している。

その上、オンライン記録では、申立人は、申立期間②のうち昭和 55 年 1 月から 56 年 9 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②は、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、厚生年金保険被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年から 5 年まで
② 平成 5 年から 7 年まで
③ 平成 8 年 1 月から 11 年まで
④ 平成 11 年 4 月から 14 年まで

重機運転員として、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③及びD社に勤務した申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、「申立人の在籍を確認できなかった。」と供述している。

また、上記の事業主は、「当時、重機運転員として採用する場合は、仲介業者を経由するか、あるいは、厚生年金保険料を全額自己負担する条件で直接パートとして採用していた。」と供述しており、A社の常務取締役は、「在籍期間は不明であるが、申立人を知っている。申立人はEセンターという仲介業者から派遣されていて、当社の社員ではなかった。同センターから派遣される重機運転者の社会保険については、国民年金と国民健康保険を自分で掛けていたと思う。」と供述している。

さらに、申立人は上記常務取締役を除き二人の同僚を記憶しているが、一人からは回答を得られず、一人は所在が不明であることから、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、オンライン記録によると、平成 2 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適

用事業所でなくなっていることから、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社の事業主及び同社の閉鎖事項全部証明書で確認できる代表取締役は所在が不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、二人の同僚の名前を記憶しているが、オンライン記録によると、当該同僚のB社における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

申立期間③について、申立人は、C社に勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、C社において同僚3人を記憶しているが、そのうち二人は、オンライン記録によると、同社における厚生年金保険の加入記録は確認できず、もう一人は、「申立人の採用は昭和60年前後で、平成に入ってからには在籍していない。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間③にC社において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった者のうち、一人は、「申立人を知っているものの在籍期間は不明である。」と回答しており、職長だったとする者は、平成8年4月2日から12年5月1日まで同社で厚生年金保険に加入しているが、同氏は、「自身の在籍期間において、申立人は在籍していない。」と回答している。

加えて、申立人は、C社の従業員数について、17人から18人としているところ、同社に係るオンライン記録で申立期間③に加入記録がある被保険者は10人であることから、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

申立期間④について、申立人は、D社に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、D社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、二人の同僚の姓のみを記憶しているが、所在が不明であることから、これらの者から、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 9 月 20 日まで
② 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 62 年 1 月 27 日から同年 2 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①並びにB社に勤務した申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、それぞれ勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社が発行した身分証明書、同僚及び従業員の供述から、申立人が申立期間①において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人のA社における雇用保険の記録は、資格取得日が昭和 57 年 9 月 20 日、離職日が 61 年 3 月 31 日と記録されており、申立人の同社における厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①に被保険者記録が確認できる同僚一人及び従業員 20 人の計 21 人に照会したところ、回答があった 13 人のうち申立人と同職種で入社し、自身の入社日を記憶していた者が 5 人おり、その者の資格取得日を確認したところ、4 人は入社と同時に資格取得しているが、一人は入社して 6 か月後に資格取得していることが確認できる。

加えて、A社における複数の従業員は、同社では入社後、すぐに厚生年金保険に加入させない時期があったと供述している。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間②において、B社

に勤務していたことは認められる。

しかし、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 61 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、既に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は、所在が不明であることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社の従業員の一人名は、給与明細書は保管していないが、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の給料から、厚生年金保険料は控除されていないと供述している。

申立期間③について、申立人は、昭和 62 年 1 月 31 日までB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人のB社における雇用保険の記録は、離職日が 62 年 1 月 27 日と記録されており、厚生年金保険の記録と一致している。

また、B社は、既に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は、所在が不明であることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿で申立期間③に厚生年金保険の資格を取得している従業員二人に照会したところ、一人は、申立人を知らないと回答しており、ほかの一人は申立人を知ってはいるが、申立人の退職時期を記憶していないと回答していることから、これらの者から申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から39年2月まで

A店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同店では販売員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A店に係る事業所別被保険者名簿から、同店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年3月1日に被保険者となったことが確認できる複数の従業員に照会を行ったところ、二人が申立人を記憶している旨回答しており、期間は特定できないものの、申立人が同店で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A店は、昭和50年8月17日に適用事業所でなくなっており、事業主のほか、申立人が記憶していた同僚及び事業主の子が記憶していた顧問経理士も既に死亡している上、上記従業員照会において申立人を記憶していた二人も申立人の勤務状況については覚えていないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、申立人は、A店が厚生年金保険の適用事業所となる以前にも同店に勤務したことがあり、夫の転勤に伴い、一度同店を退職後、再度の転勤で帰京し、退職した年の翌年の昭和38年3月から再び同店に勤務した旨主張しているところ、上記従業員照会において申立人を記憶していた者の一人は、「同店が厚生年金保険の適用事業所になった時、厚生年金保険に加入したのは、勤務期間の長い従業員だけであったと記憶している。適用事業所となった後も試用期間のようなものがあって、新規に入店した従業員をすぐには厚生年金保険に加入させていなかったと思う。申立人が同店で販売員として勤務した期間は短かった記憶がある。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月12日から同年8月22日まで
A社で運転手として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社では途中で退社することなく、申立期間も継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社が提出した申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人は、平成4年5月12日に厚生年金保険の資格を喪失後、同年8月22日に再び資格を取得していることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、平成4年5月11日に同社を離職し、同年8月22日に再び資格を取得しており、申立期間に係る同社の厚生年金保険の加入記録と符合している。

さらに、A社は、申立人について、同社が保管していた上記通知書及び申立人に係る労働者名簿及び人事データにおいて、平成4年5月11日に同社を退職し、同年8月22日に再度入社していることが確認できることから、申立期間は同社で勤務はしていない旨回答している。

加えて、申立人は、申立期間当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立期間のA社における申立人の勤務状況等について確認することができない。

その上、A社に係るオンライン記録から、申立期間同時に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会を行ったが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立期

間の同社における申立人の勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間の勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる資料は所持しておらず、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月1日から27年2月1日まで
A社B支社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

従業員の回答及びA社の回答により、申立人が申立期間に同社B支社に外務職員（現在は、営業職員）として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同支社は昭和25年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、「申立人の在籍記録は保管されていないが、厚生年金保険の加入記録は保管されていた。」と回答して、申立人に係る同社作成の厚生年金保険料徴収台帳を提出しているところ、当該台帳に記載されている厚生年金記号番号「C*」は、社会保険事務所（当時）の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人の資格取得日を昭和27年2月1日として、同年3月6日に払い出されたものであることが確認できる。

さらに、A社B支社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得したことが確認できる従業員は、「私は、昭和23年10月に入社し、B支社で内勤職員として勤務した。入社後、厚生年金保険に加入していない時期はあった。その期間の保険料控除については覚えていない。」と述べている。また、同人は、同支社の当時の従業員について、自身を含む20人のうち18人の職種（外務職員10人、内勤5人、医者他

3人)を供述しているが、同支社の上記被保険者名簿において、当該外務職員10人の資格取得日は、全員が申立人と同じ昭和27年2月1日であることが確認できる。

加えて、A社外務職員組合発行の「A社外組三十年史」において、申立人と同じ外務職員で、かつ、昭和27年2月1日にA社B支社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している二人の従業員は、昭和23年又は24年にB支部役員として記載されていることが確認できる。

また、A社は、申立人に発行した、申立人に係る厚生年金保険被保険者期間証明書において、昭和23年9月1日を申立人の資格取得日であるとしているが、この証明書について、「当社が保管している厚生年金保険料徴収台帳に記載してある資格取得日等を根拠としているが、この台帳を作成した年は不明であり、また記載の取得年月日(昭和23年9月1日)についても、間違いないか不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から27年7月1日まで

A施設の運転手兼通訳として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和27年6月まで継続して勤めていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続してA施設の運転手兼通訳として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、駐留軍に係る社会保険の記録管理業務を引き継いだB省C事務所は、申立人のA施設に係る在籍及び厚生年金保険被保険者の記録について、「記録は確認できなかった。」と回答している。

また、申立人は同僚等を覚えていないため、A施設に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日の資格取得日（昭和26年1月1日）、資格喪失日（昭和26年7月1日）である従業員49人のうち連絡可能な者9人に文書照会したところ、5人から回答があったが、全員が申立人を知らないとしており、昭和26年7月以降の保険料控除については不明又は覚えていないとしている。

さらに、5人の回答者のうち一人は、A施設で申立人同様、運転手兼通訳として勤務していた者の氏名（当時おおよそ25歳）をあげているところ、オンライン記録によれば、この者は既に死亡しているものの、昭和26年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人が勤務したとする駐留軍の従業員に係る社会保険の取扱いについては、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付保発第51号厚生省保険局長から各都道府県知事宛て通知）により、連合軍要員のうち、昭和26年7月1日以降は、PX（物の販売事業）等に使用

される者は強制被保険者となるが、家事使用人、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は強制被保険者とならない取扱いとされ、このため、申立人については同年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと考えるのが妥当である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 20922 (事案 5637 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 1 日から 12 年 3 月 30 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明し、申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、記録訂正を行うことができないとの通知があった。しかし、結論には納得できないため、新たに提出する資料も含め再度審議の上、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 9 年 6 月から 12 年 2 月までの期間については 26 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日 (平成 12 年 3 月 30 日) の後の 12 年 4 月 7 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正されており、申立期間については 9 万 2,000 円へと減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、「平成 11 年頃、社会保険事務所 (当時) に社会保険料の支払について相談に出向いた時、社会保険事務所の担当者から社会保険料の支払についての提案があり、やむを得ず従った。」旨回答していることから、申立期間当時、A社には厚生年金保険料の滞納があったことが推認できる。

さらに、申立人は、「A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる手続については、社会保険事務所の指導で自分が関係書類を作成して提出した。同社の代表者印は自分が保管しており、自分以外は勝手に使用できなかった。」と回答している。

以上のことから判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月

額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「標準報酬月額の減額処理に関与した覚えはない。また、減額処理は有効でないと主張することは信義則上許されないとの通知文には納得できない。」と主張しており、新たな資料として、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」及び健康保険と厚生年金保険の標準報酬月額を記載した資料を提出し、再度審議を行い、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、新たに提出された二つの資料のうち、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」には、申立人の従前の標準報酬月額欄に「厚260千円」、適用年月日欄に「11年10月」、備考欄に「9年10月11」と記入され、もう一つの資料は日付が「10年11月17日」と記入されていることから、二つの資料とも、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が遡って訂正された平成12年4月6日及び同月7日より前の資料と認められることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

以上のことから、今回提出のあった資料を含め、当委員会の判断基準に基づく審議の結果、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から29年4月5日まで

A社(現在は、B社)で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和28年4月から同社で勤務しており、同年10月の社員旅行の写真を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和28年11月10日付で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私が入社したときは、申立人は会社において仕事を教えてくれた。」旨供述しており、申立人は申立期間中の28年11月には同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、「当時の書類を保管していない。」旨供述しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間においてA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者記録のあることが確認できる上記同僚及び従業員のうち、所在の判明した18人に照会したところ13人から回答があり、このうち7人が入社日を記憶しているところ、入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が同日の者は一人、1か月の差異がある者が3人、2か月の差異がある者が一人、9か月の差異がある者が一人、2年5か月の差異がある者が一人であり、同社における厚生年金保険の加入時期の取扱いについては、差異がみられ、統一的な取扱いが行われていないことがうかがえる。

さらに、申立人はA社の社員旅行の写真を提出しており、写した日付について、「昭和28年10月11日」と主張しているところ、一緒に写っている同僚は、所在が不明のため当時の状況について確認することができないが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、その中の一人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立人

と同日であることが確認できる。

加えて、申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿からも、厚生年金保険の記号番号に欠番は無く、不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月31日から57年1月28日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に倒産まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年4月1日の後の同年4月6日付けで、資格喪失届が受理され、遡って55年5月31日と記録されたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は昭和50年3月24日付けでもう一人と共同で代表取締役就任しており、申立期間及び資格喪失届の受付日である56年4月6日においても同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録のある7人のうち、所在が判明した5人の元従業員に照会したところ、二人から回答があり、「A社の代表者は申立人ともう一人の二人であり、会社は二人で運営していた。」旨供述していることから、申立人が同社における意思決定について責任を有していたものと判断される。

さらに、申立人は、A社における社会保険料の滞納については、「分からない。」旨供述しているが、申立人から提出のあった差押調書謄本によれば、昭和57年1月28日に税務署に差し押えられていることが確認できる上、上記回答のあった二人のうちの一人は、会社の経営について、「会社が倒産する1年くらい前から危なかった。」旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から57年5月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社(新)(厚生年金保険法上の適用事業所について、オンライン記録によると、A社は昭和44年10月1日付けで適用事業所ではなくなり、57年5月1日付けで別の事業所整理記号番号で再度、新規適用事業所となっていることから、両社を区別するため、それぞれ、A社(旧)、A社(新)と表記する。)の現在の事業主及び同僚の供述によると、申立人が申立期間においてもA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社(旧)に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和44年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、再びA社(新)として57年5月1日に適用事業所となっていることから、両社は申立期間において適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社(新)の現在の事業主は、「申立期間については、会社では厚生年金保険に加入していないので、保険料控除はしていない。また、当時の資料については保存していない。」旨回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社(旧)に係る事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和44年10月1日において、資格喪失した従業員15人及び再度A社(新)として適用事業所となった57年5月1日に、被保険者資格を取得した従業員8人のうち、事業主及び申立人を除く所在の判明した合計10人に申立期間に係る厚生年金保険料の控除について照会したところ、回答のあった7人は、保険料控除が確認

できる資料は保有しておらず、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社（旧）及びA社（新）が加入している厚生年金基金によると、申立人に係る厚生年金基金の加入員記録は、A社（旧）が厚生年金基金に加入した昭和44年2月1日から同年10月1日まで及び57年10月1日から平成3年12月1日までとされており、厚生年金保険と同様に申立期間に係る加入記録は、確認することができない。

なお、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、昭和49年12月*日に解散し、51年11月20日に会社を継続する旨の登記を確認することができる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年11月7日まで

平成4年頃、当時勤務していた事業所に預けていた年金手帳を確認したところ、当該年金手帳の厚生年金保険・船員保険の記録(1)に記されている厚生年金保険の加入記録のうち、申立期間の欄については、「脱手支給」と記載されていたので、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、私には、脱退手当金を受け取った記憶は無く、社会保険事務所や民間の年金相談所などで相談したが、納得できる回答は得られなかった。

その後、平成22年秋、年金事務所から脱退手当金に関わる厚生年金加入記録のお知らせ(ハガキ)が送られてきたが、やはり私には、申立期間について脱退手当金を受給した記憶は無いので、もう一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、オンライン記録及び申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)により、申立人が申立期間に勤務したA社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から1年以上経過した約14か月後の昭和21年12月24日に支給決定されていることが確認できるが、20年当時の脱退手当金の支給要件は、被保険者期間が3年以上20年未満の者が、被保険者資格喪失後、死亡又は再び被保険者とならず1年を経過したときに支給できることとなっていたことから、当該脱退手当金支給記録は当該支給要件と一致しており、不自然さはうかがえない。

また、上記厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金の支給に係る支給対象期間、支給金額及び支給日が具体的に記載されており、その内容は、オンライン記録と一致しているほか、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いという

ほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月8日から37年9月22日まで
② 昭和37年9月24日から38年5月31日まで
③ 昭和38年6月1日から41年8月26日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、わずかばかりと思える金額である脱退手当金の請求手続をするはずはないし、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年8月26日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を満たす30名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、11名に支給記録が確認でき、そのうち8名は厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた2名は、「脱退手当金については、会社が請求手続を行ってくれた。」と回答していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年12月9日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月2日から36年5月13日まで
② 昭和36年7月1日から38年9月14日まで

60歳になる前に社会保険事務所(当時)へ行って年金相談をしたときから自分の年金記録がおかしいと思っていた。平成22年秋に、日本年金機構からはがきが来て、やはり、申立期間について脱退手当金が支給されているのはおかしいと思い、申立てをした。脱退手当金という制度については知らなかったし、受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年9月14日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給要件を満たす14名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、10名に支給記録が確認でき、そのうち6名は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた1名は、「会社が脱退手当金の請求手続を行ってくれた。」と回答していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていること意味する「脱」表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年12月11日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月9日から33年12月30日まで
60歳直前に年金の受給相談をした際に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。昨年秋に、日本年金機構からはがきが来て、あらためて脱退手当金をもらった記憶がはっきりしないので、年金事務所の勧めに応じて申立てをした。脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務したA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年12月30日の前後各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給要件を満たす23名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、21名に支給記録が確認でき、そのうち16名は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた1名は、「会社が脱退手当金の請求手続を行ってくれた。」と回答していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたとする昭和34年4月7日の直前の同年2月27日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の同年4月7日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係

る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 18 日から 45 年 9 月 21 日まで
② 昭和 46 年 1 月 25 日から同年 2 月 28 日まで
③ 昭和 46 年 4 月 12 日から同年 6 月 24 日まで
④ 昭和 46 年 7 月 12 日から 47 年 12 月 21 日まで

平成 22 年秋に日本年金機構から送られてきたはがきにより、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金という制度については、知らなかったし、請求手続をした覚えも、受給した覚えも無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間④に勤務したA社（現在は、B社）に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、申立人に脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 48 年 4 月 7 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①の前に勤務したC社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と同社の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できる上、同社の被保険者期間が2か月間と短期間であり、申立人自身も、「同社に勤務していたことは覚えているが、厚生年金保険に加入していたという認識が無かった。」旨述べていることを踏まえると、未請求となっていることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から35年8月3日まで
年金問題が騒がれるようになって記録を調べてもらった時に、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。納得ができないままだったが、昨年、日本年金機構からはがきが来たので、再調査してもらうために申立てをした。
退職時に事業所から脱退手当金について説明を受けた記憶は無く、自分で脱退手当金の請求手続を行ったり、受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和36年4月11日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求したことも受給したことも記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 8 月 25 日から 30 年 11 月 17 日まで
平成 22 年秋に、日本年金機構から脱退手当金に関わる厚生年金加入記録のお知らせが来て、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。しかし、私には、脱退手当金を請求したことや受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金の支給に係る支給対象期間、支給金額及び支給日が具体的に記載されており、その内容は、オンライン記録と一致しているほか、申立人が申立期間において勤務した A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 31 年 2 月 13 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月2日から20年9月15日まで
平成22年春、年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、私には、脱退手当金を請求したことや受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金の支給に係る支給対象期間、支給金額及び支給日が具体的に記載されており、その内容は、オンライン記録と一致しているほか、申立人の申立期間に勤務した事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給金額、支給決定日及び支給の根拠となる法令の該当条文などの具体的な記載がされている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和21年3月12日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月 1 日から 11 年 3 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同僚の供述から、申立人は、申立期間の一部期間において、同社における学生アルバイトとして勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係るA社における雇用保険の記録は、厚生年金保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

また、A社の経理部長は、「学生アルバイトとはいえ、厚生年金保険に加入しているものを強制的に喪失させることは無く、申立人から加入をやめるなどの意思表示を受けての喪失以外には考えられない。また、申立人の当時の仕事内容については記録管理していないので、途中で業務変更があったかどうかは不明である。」旨供述していることから、厚生年金保険加入時と申立期間における申立人の業務内容の同質性を確認することができない。

さらに、申立期間において申立人と同じ職場に勤務していた複数の元従業員は、「申立人の勤務は覚えているが、その時期や勤務形態や仕事の内容について詳細は分からない。」旨供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態や業務内容について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月1日から平成元年4月1日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それより前の標準報酬月額と比較して低くなっている。給与明細等の確認できる資料は無いが、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、「私を含め社員の給料を減らしたことはない。」旨供述しているが、A社は、平成9年3月31日に適用事業所ではなくなっており、事業主であった申立人は賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和61年10月の定時決定により47万円であったところ、62年7月15日付けで、同年4月の随時改定により18万円に減額されており、同年8月18日付けで、同年10月の定時決定により18万円、63年8月10日付けで、同年10月の定時決定により18万円と記録されているが、これらの定時決定又は随時改定において標準報酬月額が遡って減額訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

また、A社顧問税理士は、「社会保険に関しては月額変更のアドバイスを行ったことや、算定の書類作成を手伝ったことはあるが、会社の代表者印は申立人が内容を確認してから自分で押していた。」旨供述している。

さらに、申立人は、「顧問税理士に経理と社会保険事務の手続をお願いしていたが、会社の代表者印や銀行印は私が保管していた。印鑑はその都度書類に押していた。」旨供述しており、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していたことがうかがえる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月1日から7年3月1日
② 平成7年12月1日から8年9月26日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、金融機関に振り込まれた給与額と比べて低い。そのため、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳によると、A社から金融機関に振り込まれた給与額は、申立期間も含めて27万円台から29万円台であり、オンライン記録の申立期間における標準報酬月額（19万円及び20万円）とは乖離^{かいり}していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及びA社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」によると、申立人の標準報酬月額は、平成6年8月に34万円から19万円に、7年12月に32万円から20万円に改定されていることが確認できる。

また、申立期間①において厚生年金保険の加入記録のある同僚二人の標準報酬月額についても、平成6年8月の月額変更により、5年10月の標準報酬月額に比べ減額されていることが確認できる。

さらに、申立期間②において厚生年金保険の加入記録のある上記同僚二人及び従業員6人の標準報酬月額が、平成7年12月の月額変更により、同年10月の標準報酬月額に比べ減額されていることが確認できる。

加えて、A社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる資料の保管は無い。」旨回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、申立期間①又は②のいずれかの期間及び申立期間①と②の全期間において厚生年金保険の加入記録のある従業員で所在が判明した7人に照会したところ、5人から

回答があったが、いずれも給与明細を所持している者はおらず、控除された保険料が報酬月額に基づく金額であるか否かを確認することができない。

また、申立人の標準報酬月額に係る記録は、A社の届出に基づいて行われており、社会保険事務所（当時）において、遡って減額訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 9 日まで

A省B課に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A省B課に勤務していた同職種の元同僚の「同事業所において申立期間と同時期に、申立人と共に統計資料の集計業務を担当していたので、申立人が在籍していたことは間違いない。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認される。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A省B課は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、A省B課の元同僚の氏名を記憶していることから複数の元同僚に照会したが、元同僚の厚生年金保険加入記録はオンライン記録からも確認できず、同事業所における申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除についてうかがうことができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から18年4月30日まで
② 昭和19年11月1日から20年5月1日まで
③ 昭和25年1月1日から29年6月1日まで

申立期間①のA製作所及び申立期間②のB社に勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間③は、C工業所（後に、D社）に継続して勤務していたのに厚生年金保険の加入記録が無い。間違いなく勤務していたので、申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA製作所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない。

また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、A製作所の代表者を特定することができない上、申立人は、同所における上司及び同僚等の氏名は不明であると供述しており、これらの者から申立人の同所における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人が勤務していたとするB社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、B社の代表者を特定する

ことができない上、申立人は、同社における上司及び同僚等の氏名は不明であると供述しており、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 申立期間③について、C工業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同事業所は昭和25年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後、28年9月1日にD社として厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間③のうち、25年1月1日から28年8月31日までは、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C工業所に係る被保険者名簿から確認できる事業主及び9人の従業員は、全員が連絡先不明であり、D社に係る被保険者名簿から確認できる同僚等4人のうち同僚一人及び従業員一人は申立人を知っているが申立人の申立期間③の勤務については不明とし、残りの二人は申立人を覚えていないとしていることから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、D社に係る被保険者名簿と厚生年金保険被保険者記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日（昭和29年6月1日）は同日で、申立人は、同社において新たな記号番号により被保険者資格を取得していることが確認でき、社会保険事務所（当時）の不合理な処理はうかがえない。

- 4 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年4月1日から38年3月16日まで
②昭和38年11月1日から41年1月1日まで
③昭和41年1月17日から同年4月25日まで
④昭和41年7月21日から43年12月3日まで

年金記録を調べてもらったところ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和44年4月21日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間④において勤務していたA社B支社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である43年12月3日の前後各2年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む22名中13名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む8名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた6名は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」旨回答していることを踏まえると、同社では、脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記A社B支社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和44年4月21日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいくつか見えない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 1 月 20 日から 22 年 5 月 24 日まで
平成 22 年 9 月に、年金事務所から送られてきた期間照会の回答書を見て、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、私は、申立期間に係る脱退手当金を受け取った記憶が無く、A社の業務の一部がB省に移管されたとき、任官され、退職金を受ける権利は放棄させられた上、事業所からは退職時に一切現金を受け取っていないので、脱退手当金は受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 22 年 7 月 7 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間において勤務していたA社C所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年 5 月 24 日に資格喪失した男性であって、脱退手当金の受給要件を満たす 22 名について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、19 名について支給記録が確認でき、そのうち 17 名について厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同一日に支給決定されている者が 2 組 13 名いることから、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社C所に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給対象期間、支給額及び支給決定日の記録が認められる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 か月半後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求及び受給の記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 2 日から 40 年 3 月 2 日まで
② 昭和 42 年 9 月 25 日から 43 年 3 月 15 日まで
③ 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで

平成 22 年 9 月頃に、日本年金機構から脱退手当金の支給記録について確認ハガキが届いたが、支給日には、私は出産のため入院しており、受給することはできなかったはずである。あるいは、当時の夫が私の代わりに受給したのかもしれないが、請求は、私も夫もしていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、オンライン記録において、昭和 45 年 7 月 10 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②に勤務していたA社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の欄において、当該支給決定日の約 2 か月前の同年 5 月 2 日に、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記号番号を申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号に統合している記録が確認できるとともに、同社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票においても同様の統合記録が確認できること、また、申立人が申立期間③に勤務していたB社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の備考欄において、45 年 7 月上旬に申立期間③に係る厚生年金保険被保険者記号番号を申立期間①に係る記号番号に統合し、脱退手当金を支給している記録が確認できることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該記号番号の統合が行われたと考えるのが自然である。

また、当該脱退手当金の支給に関しては、上記A社及びB社に係る厚生年金保険被保険者原票において、脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の表示が記されている。

さらに、申立人は、「出産のため入院しており、脱退手当金の受給ができる状況になく、また、受給の記憶も無い。」と申し立てているが、脱退手当金の受給手続が、社

会通念上、特別に煩雑なものではない上、本人が委任した者による代理受領も可能であったことから、入院中であったことをもって受給ができなかったとまでは考えられず、このほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 3 日から 45 年 2 月 19 日まで
② 昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで

平成 22 年 9 月頃、日本年金機構から届いた確認ハガキを見て、申立期間について、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私には脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において申立期間②に勤務したA社を退職後の昭和 47 年 3 月 24 日に、また、同社に係る事業所別被保険者名簿において同社を退職後の同年 3 月 11 日に、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号に申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記号番号を統合する手続がとられていることが確認できることから、申立人に対する脱退手当金は同年 5 月 9 日に支給決定されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該記号番号の統合が行われたと考えるのが自然である。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月15日から35年9月8日まで
脱退手当金の支給記録について確認ハガキが届いた。しかし、私には脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和35年10月19日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間において勤務していたA社（現在は、B社）に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年9月8日の前後各3年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む6名中4名に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む2名については厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月で支給決定がなされていることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求が行われていたことがうかがわれ、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性を否定できない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和35年10月19日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月1日から34年10月27日まで
平成22年9月に、日本年金機構から届いた確認はがきで、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無い。事業主が受け取ったのかもしれないが、私は脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和34年12月18日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年10月27日の前後各5年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格の有る者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格の有る申立人を含む17人中10人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む9人については、資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っていたものと考えられ、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和34年12月18日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年8月3日から37年8月14日まで
② 昭和39年12月25日から40年2月21日まで

平成12年に、社会保険事務所(当時)で私の年金記録を確認したとき、申立期間について、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。そのときは、受給した記憶が無いのに変だと思い、社会保険事務所の職員に調べてもらったが、受給していると言われて諦めた。しかし、今回、日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、改めて当時を思い返してみたが、やはり私は、脱退手当金の請求も受給もした記憶が無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間①及び②に係る脱退手当金が昭和40年7月31日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②に勤務していたA社B支店において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年2月21日の前後各4年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格の有る者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む26人中11人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む10人について6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定記録が有る者のうち連絡の取れた一人は、「会社を退職後に、自宅に社会保険事務所からお金がおりたというハガキが届き、訳の分からないまま社会保険事務所に出向いてお金を受け取ったが、後日、友人から、同社の総務課では退職後に転職する予定の無い女性従業員には、脱退手当金の請求手続をしているということを聞いた。」旨の供述をしていることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和40年7月31日に支

給決定されているなど、当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人に係る申立期間の当該脱退手当金の支給については、日本年金機構に「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」が保存されており、当該書類から確認できる申立人に係る被保険者期間、支給額及び支給決定日等は、オンライン記録と一致している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年2月15日から38年7月24日まで
② 昭和38年8月16日から40年8月16日まで
③ 昭和42年9月8日から43年3月26日まで

昭和22年8月頃に届いた「確認ハガキ」により、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、申立期間に係る脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に脱退手当金の支給記録が有る昭和44年頃の社会保険事務所（当時）における事務処理については、脱退手当金を支給する場合、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行い、請求者に返還することとされていたところ、申立人が現在も所持している申立期間①において発行された厚生年金保険被保険者証には、「脱」の表示が確認できることから、申立期間に係る脱退手当金が申立人に対して支給されたものと認められる。

なお、申立人が申立期間③に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月17日から36年12月1日まで
② 昭和36年12月1日から41年1月11日まで

平成22年9月に日本年金機構から届いた脱退手当金の確認はがきで、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私は、脱退手当金の請求及び受給をしたことは無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務したB社については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と同社の被保険者期間は、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認でき、また、同社の被保険者期間が4か月間と短期間であることなどを踏まえると、未請求となっていることに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 20974 (事案 4681 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月21日から3年7月31日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が相違している旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から標準報酬月額の減額処理に関与していたものと認められ、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、記録訂正のあっせんはできないとの通知があった。

しかし、A社の代表取締役であったが、標準報酬月額の減額訂正には関与しておらず、社会保険料の支払は前代表取締役が行っており、前代表取締役との小切手に係る文書及び申立期間の給与明細書を提出するので、再度調査して、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額が、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年7月31日の後の同年9月18日及び同年9月27日に減額訂正されていることが確認できるが、申立人は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の同社の整理手続を自分が全て行い、また、代表者印も管理していたと供述していることから、申立人が当該処理に関与していなかったとは考え難く、同社の代表取締役であった申立人が、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、既に当委員会の決定に基づく21年10月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、当該減額訂正処理に関与しておらず、A社の前代表取締役との小切手に係る文書及び申立期間の給与明細書を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしいとして再申立てをしている。

しかしながら、今回、A社の複数の元取締役及び元従業員に改めて照会したところ、元取締役1名及び社会保険事務を担当していたとする元従業員1名は、当初、同社の実

質のオーナーは前代表取締役であったが、申立人が代表取締役に就任した平成2年9月以後は、申立人が経営の執行責任者であり、前代表取締役は3年4月頃から同社には出社していなかったと供述している。

また、上記元従業員は、申立人からの指示を受け、A社が委託していた社会保険労務士に申立人の標準報酬月額減額訂正に係る手続を依頼したと供述している。

さらに、申立人から提出された前代表取締役との小切手に係る文書及び申立期間に係る給与明細書からは、申立人が自らの標準報酬月額減額訂正処理に関与していなかったことを示す事情を確認することはできない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情がうかがえず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 20975 (事案 4490 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 8 年 7 月 31 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が相違している旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたものと認められ、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、記録訂正のあっせんはできないとの通知があった。

しかし、当該処理には関与しておらず、第三者委員会の判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 8 年 7 月 31 日の後の同年 9 月 30 日に減額訂正処理されており、従業員であった申立人の元妻の標準報酬月額も同様に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成 8 年 11 月 * 日に裁判所から破産宣告を受けていることが確認でき、申立人から破産申立手続の委任を受けた弁護士事務所が保管する破産申立時の債権者名簿には、社会保険事務所(当時)の債権額が記載されており、その債権額は、申立人及び申立人の元妻の訂正前の標準報酬月額から算出される健康保険料及び厚生年金保険料と訂正後の標準報酬月額から算出される健康保険料及び厚生年金保険料との差額とおおむね一致していることから、申立人及び申立人の元妻の標準報酬月額を減額訂正したことにより、当該債権額を清算したと考えることが妥当である。

申立人は、社内の社会保険手続は、申立人の元妻が行っていたとしているが、申立人の元妻は、減額訂正の処理日には、既にA社の事務手続には関与していなかったとしており、また、同社の元従業員 2 名は、申立人が同社における全業務の権限を有していた

と供述していることなどから、同社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額減額処理について、その処理が有効なものではないは、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、当該処理には関与しておらず、当該処理は社会保険事務所が勝手に行ったと主張している。

しかしながら、申立人は、A社の代表者印は、同社が破産するまで管理していたと供述しており、同社の元取締役、申立人の元妻及び複数の元従業員に再度照会したが、申立人が当該処理に関与していなかったとする事情は認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情はうかがえず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人の当該期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成 8 年 7 月 31 日から同年 8 月 6 日まで

A 法人（現在は、B 法人）に勤務した期間のうちの申立期間①及び C 社に代表取締役として勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 40 年 4 月 1 日から A 法人に勤務したと申し立てている。

しかしながら、B 法人から提出された申立人に係る人事記録等によると、申立人は昭和 40 年 4 月 13 日及び 16 日の入社試験を経て、同年 5 月 1 日付けで採用されたことが確認でき、同法人は、申立人が申立期間①に勤務していないことから、当該期間の厚生年金保険料を控除することはないと回答している。

また、A 法人に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人が同期入社であるとしている同僚 3 名の被保険者資格取得日も、申立人と同日の昭和 40 年 5 月 1 日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、C社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は当該期間において代表取締役であることが確認でき、平成8年8月末頃まで勤務していたとする元取締役の供述から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のC社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年7月31日の後の同年8月29日付けで遡って処理されていることが確認できる。

また、上記商業登記簿謄本によると、C社は平成8年11月*日に裁判所から破産宣告を受けていることが確認でき、申立人から破産申立手続の委任を受けた弁護士事務所が保管する破産申立時の債権者名簿には、社会保険事務所（当時）の債権額が記載されていることから、当時、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが認められる。

しかしながら、上記商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間②及び当該処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、C社の代表者印は、同社が破産するまで管理していたと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。